

衆議院調査局第三特別調査室長 田中 達郎君

委員の異動

四月二十一日

辞任

今井 宏君

戸井田 徹君

岩國 哲人君

平野 博文君

古川 元久君

同日

辞任

田村 憲久君

矢上 雅義君

肥田美代子君

松崎 公昭君

渡辺 周君

補欠選任

矢上 雅義君

田村 憲久君

松崎 公昭君

肥田美代子君

渡辺 周君

補欠選任

戸井田 徹君

今井 宏君

平野 博文君

岩國 哲人君

古川 元久君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

中央省庁等改革基本法案(内閣提出第四一号)

○高島委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、中央省庁等改革基本法案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行副総裁藤原作弥君及び同理事嶋志田孝之君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高島委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中慶秋君。

○田中(慶秋)委員 私は、民主党の立場で、今回議題となっており中央省庁等の改革基本法案の基本姿勢についてお伺いしたいと思います。

まず、総理にお伺いしたいわけですが、この行革の真のねらい、二十一世紀を見据えて、有効かつ効率的な国家運営の組織体制を確立し、さらに国民の期待にこたえる、すなわち小さな政府、国民の負担を軽減する政府をつくり得るものと考えられているわけですか。

日本の総人口はもうピークを迎えておられるわけであり、人口構成も大きく変わってまいりました。社会の仕組みも変えなければいけないと思っております。行政改革の積極的な進め、これが社会の変革に合わせた考え方ではないかと思っております。

特に我が国の少子傾向、十六年連続これは減少傾向であります。あるいはまた高齢化が進んでいるわけであり、労働人口ともいえるべき生産年齢人口は、昨年だけでも十万人減少されているわけであり、この人口減少は大幅にこれから進むであろう、こんな形で、この人口減少は戦後初めてである、こんなことを言われているわけであり、

このように労働人口が減少すれば税収も大きく影響をされます。結果として税収が減少すれば増税が行なわれるという、こんな議論をするわけであり、また、これ以上税負担をすることは国民は望んでおりません。結果として行政改革を行うべきである、こんな答えで、今回の行革に対する基本的な考え方が出ていると思っております。

この行革についても、五年あるいは十年という、こんな形でそれぞれ目標を掲げられておりますけれども、しかし、今の少子・高齢化のスピードは、日本の現状を考えたときに、もっと速いものがあるわけであり、人口の少子・高齢化のスピードとこの行革というものは、ある面ではリンクをして行わなければいけないだろう、こんなふうに考えているわけですが、総理の考え方を伺いたいと思っております。

○橋本内閣総理大臣 今、議員から、少子・高齢社会というものと行政改革を重ね合わせて考えるべきという御指摘をいただきました。

私は、戦後五十年という歴史の中で、まさに今指摘をされた急速な少子・高齢化の進展あるいは財政赤字の深刻化など、経済社会が激変している。そうした中で、縦割りの弊害あるいは行政の肥大化、硬直化といったことが我が国の行政システムの当面する課題である。そしてこれを解決しなければ、本当に、二十一世紀、国民の負担にこたえる行政運営ができないのではないかと。そのような思いから、今回の行政改革についての取り組みをスタートさせました。その意味では、私は議員が指摘をされたポイントは極めて重要な問題意識の一つだと思っております。

そしてまさに、議員は小さいという言葉を使われました。私は簡潔で効率的なことを目指す政府の姿としてよく使いますけれども、いすれにしても、内外のさまざまな課題に機動的に対応できるような、そうした新たな行政システムに転換させていくためには、それほど大きな時間があるとは私も思いません。それだけに、速やかなこの法案の成立と引き続いて作業に取り組んでいく、そうした時間というものについても御意見をいただきたいと願っております。

殊に、私は、自分自身が高齢社会の到来というものに對して警鐘を鳴らしながら、出生率がここまですぐ低下してくるということを実は予測しております。そして、この点において、少子化の進行を考慮しております。この点において、少子化の進行というものの中で修正を加えなければならぬ点も多々排出しております。それだけに、私は議員の問題意識に對して敬意を表します。

○田中(慶秋)委員 厚生大臣にお伺いしたいわけであり、特には、今日の少子・高齢化への取り組み、特にこの高齢化が急速に進展する、少子化が大変な中で、社会的な資本や仕組みというものが当然変わってきていると思っております。当初の計画例えば年金にしても医療にしても、

は世帯当たり二人というものが、一・四三に下がっている、あるいは高齢化のスピードが加速をされている。諸外国に比較しますと、日本のスピードは物すごく速い。しかし、このスピードと合わせて、政治、行政に与える影響というものは真剣に取り組んでいかなければいけない問題であろう、こんなふうに思っているわけであり、この辺のスピードを、福祉や医療の面から見ても厚生大臣としてどのように考えられているのか。

私がなぜこういうことを聞かたいかと、これからの中央省庁の再編についても、基本的にこの発想を原点として、今までの社会のあり方、福祉国家のあり方等を考えたときに、この辺に基本を置いて考えていかなければいけないのではないかな、こんなふうに考えておられますので、厚生大臣、この考え方についてお伺いしておきたいと思っております。

○小泉国務大臣 昨年の統計で、六十五歳以上の人口が初めて十四歳以下の人口を上回ったという、これは、日本において高齢・少子社会を典型的にあらわす一つの統計数字だと思っております。

そういう中で、高齢者とそして若い世代がどのように支え合っているか、少子化の影響はいろいろな政策全般に及んでくるのではないかな。年金にとってもそうです。また、医療についてもそうです。介護の問題につきましても、むしろ、自分たちは介護なんか世話にならないという若い世代においても、今から介護問題を真剣に考えてもらわなければならない時代に来ていると思っております。

そして、今まで、女性の仕事は家事、育児だというのが、我々の親の世代はそういう考えでいました。また、私の子供の時代もそれが普通に考えられておりました。今や全く、女性も家事、育児はしなくても、男性とともに家事、育児をしようという考えに変わってきている。これだけでも大きな時代の変化ではないかと思っております。

す。

そういう中で、労働省と厚生省が今後統合していく。これも、雇用政策と社会福祉政策と一緒に考える。少子化が進みますと、必然的に、六十歳以上の方にも仕事なり社会参加を積極的にしていくと、これは、福祉面だけでなく、雇用政策の面からも考えていかなければならないのじゃないか。私自身、保育問題一つ考えるにしても、今までは仕事を持っている方が保育所にお子さんを預ける、最近では学童保育という面も出ておりますし、いろいろな面において変化が出てきています。そういう少子化の問題、高齢化の問題を両面からとらえて、いろいろな政策に反映していかなければならないというふうに考えております。

○田中(慶)委員 すなわち、この中央省庁の統廃合というのは、ある面では発想の転換を求められている、このように思うのです。

そこで、例えば、政府が考えている、官から民、国から地方へという、これはかねてから非常に議論をされてきたことであろう、こんなふうに思っているわけでありませう。

例えば、地方の時代と言われて、神奈川県知事が昭和五十年に地方の時代という、地方分権を提唱されました。あれから二十五年たっているわけでありませうけれども、この地方の時代というのはいまだに定着をされていない、これが現実であらうと思えます。そういう点で、神奈川県知事が提唱されているように地方分権、すなわち、この国から地方へというものは、ある面では分権の推進であらう、こんなふうに思うわけです。

そういう中でも、現実、例えば予算を考えてみても、まだ三割自治と言われるような形の中で、それぞれの地方自治体が三五%の財源、仕事は六五%するという、これが実態であることです。そして、補助金の問題等についても、今までのメニュー方式の補助金、そして、地方の人たちが百万円の補助金をもらうために百五十万円もかかっているようなことが現実にあるわけでありませう。

こういう問題を含めて、補助金行政もこの観点からすると見直しをして、この国から地方へという発想であるならば、あらゆる公共事業を含めて、地方自治体がユニークな、みずからの発想に基づいてそれぞれ仕事ができる、そのことが、補助金行政の見直しをし、そして交付金、第二交付税みたいな形をとることがある面では分権をより推進するのではないかと、こんなふうに考えておりますが、大蔵大臣の考え方を伺いたいと思っております。

○松永国務大臣 国と地方公共団体との間の税財源の配分の問題についての御指摘だと思いますが、その前に、大事なことは、国と地方との役割分担、これをしっかり踏まえることが一つ。

それともう一つは、我が国は狭い国土ではありますけれども、地方の方は、どんな税制にしても実は税収が非常に少ない。しかし、東京を初め大都市等はやはり税収が多い。その調整をどうするかという問題が一つあるわけでございます。

それともう一つは、国が地方の財政力いかにかわらずどうしても推進しなければならぬという事業もありませう。そういう事業については、補助金を交付して、そしてやってもならなければならぬという分野も実はあるわけでありませう。

そうしたもう一つの点を勘案しながら、できる限り国と地方との役割分担、地方でやるべきことは地方でやってもらう、同時にまた、一々国の方に大陳情団を派遣しなければ補助金が来ないなどというおかしなことは速やかにやめてもらうという形で対応していくべき事柄であらう、こういうふうに私は思います。

○田中(慶)委員 総理にお伺いしますが、少なくとも、今の国から地方へという発想、財政の仕組みも変えていかなければいけない。今のうちに、その役割分担もありませう。しかし、具体的にそういうものが明確に、一府十二省を初めとする総理のこの考え方を評価しても、現実、今のよう形で、地方の時代を提唱されて二十五年たつて遅々として進まないのが現状です。

こういう実態を含めて、まず陳から始めよじゃないけれども、すぐ実行に移すべきものは移してしまわなければならない。これは、総理のリーダーシップの問題が書かれておりますけれども、リーダーシップとして、そのことが今すぐできること、将来にわたってやるべきこと、こんなことを区分してやる必要があるかと思っておりますが、総理の見解をお伺いしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 たびたび御答弁を申し上げておる中身と重なりませうけれども、今政府は全力を挙げて地方分権推進計画を策定中であります。今国会終了までのできるだけ早い時期にということと作業を急がせておりますが、こうした問題、従来それほど大がかりなもので取り組んでこなかっただけに、なかなか作業が完結をいたしておりません。これはおわびをいたしますが、今鋭意これを進めております。

この中には、議員既に御承知のことですけれども、地方分権推進計画の中で第一次から第四次の勧告をされましたものが最大限盛り込まれてまいります。この中には、よくそれだけの言い方をするので困るのですが、機関委任事務の廃止というものに伴う事務の再配分、これは国が直轄すべきものが二十というのと同時に、地方に移すべきものが二十というのと同時に、地方に移すべきものも、たしか十一だったかありませう、これ全体を整理しますが、この中には実は地方財源の問題とかいろいろものが含まれております。

まず、私はやはり、今の議員の御指摘に對しても、この地方分権推進計画をできるだけ早くお目にかけ、そしてこの中から出てくる問題点を今度は次の段階として立法化し、御審議を願う、そのような手順の中で今の御指摘にこたえていきたいと思っております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、総理そのものの発言やあるいは中央省庁の問題一つとて、リーダーシップということのみならずここに内閣の機能の充実等々を含めて言われているわけでありませう。

例えば、チャンネルを若干変えて申し上げるならば、昨今の景気の問題一つとて、この景気関係について申し上げるならば、大変厳しい環境にある状態は総理も御承知のとおりであると思っております。しかし、この一連の予算委員会での総理の見解は、本予算については四月の八日の参議院の成立まで非常に、この編成に当たって、みずからこれは正しい予算である、そして財政出動等々についても、景気回復のためにいろいろな形で要望されたにもかかわらず財政出動はしない等々の問題を含めて、財政法の見直しについても、四月の八日までにはなかなか明確な態度をとっていかねたわけでありませう。

しかし、八日の予算の成立後、十六兆円の問題や、あるいは今日に至って財政出動の問題等々、さらにはまた財政法の見直し等々の問題について、このように総理が、現実に合うような形になつたかどうかは別にしても、四月の八日と今日に至つて変わつてきている、こういうことも明らかにされております。

そしてまた、総理と例えば昨年の予算委員会では、私はこの席上において公務員倫理法の問題で議論をさせていただきました。当時の官僚の不祥事等々を含めて、公務員倫理法を早急に制定すべきではないか、こういうことを申し上げました。しかし、総理はそのときに、公務員倫理法があるから必要はないんだ、こういうような発言をされたわけでありませう。

しかし、今日ではこの公務員倫理法が、政府及び与党を含めて、今報道されている中では議論をされ法制化をしようとしている、こういう姿を見ている。これは、確かに行政はそれぞれの事態に応じて変化をすることが可能であらうと思つたが、私は、ある面では総理のリーダーシップというものに、その辺を含めて、この行政改革においても若干の不安材料を持っているわけでありませう。そういうことを含めて、総理の見解をお伺いしたいと思つた。

○橋本内閣総理大臣 公務員倫理法については、

これは改めて私は委員にもおわびをいたします。
私は、倫理規程をつくり、それぞれの省庁はそれに伴ってきちんとしたルールをつくらば、当然ながら公務員の諸君はそれを守ってくれるということを感じておりましたし、期待をいたしておりました。(発言する者あり) そういう御意見もあるでしょう。しかし私は、人をまず疑ってかかるより、倫理規程をつくってそれを守れることが方が当然だと思っていたのです。

残念ながら、それが守れないということが明らかになりました。そして本院においてもおわびをし、私は、今政府としても公務員倫理法の論議を与党の御意見もあわせながら進めている状況にあります。人間の善意というものを信じたことが悪いという不正規発言にもおわびを申し上げます。

○田中(慶)委員 私はあの際も、確かにすべてが悪ということで申し上げたのではなくして、やはり今のような次から次と出るような不祥事について、倫理法を一日も早くすることが不祥事を未然に防止することにつながるであろう、こんなことを申し上げておったわけでありました。しかし、その後も次々と不祥事が出てまいりました。こういうことを考えてまいりますと、政治というのはある面では先見性を持って物事に対処していかなければいけないのであろう、こんなふうに思っております。

例えば今回の予算の問題等のおくれも、今の状態を考えると、総理も御承知のように、昨年の倒産が一万七千件であります。負債総額が十四兆円です。このことは、民間経営自体に対して非常に厳しい環境だけではなくして、失業率も三・六％、二百四十六万人という、こんな深刻な状態です。戦後最悪と言われている状態を迎えているわけでありました。

しかし、そういう中で、現在の民間金融機関の貸し渋りあるいは自己資本率の重視、こんなことから金融の問題で、貸し渋りによって倒産する、こういうことが非常に多かった。そして、政府系

金融機関はその対応としていろいろなことを手当てをいたしましたけれども、現実にはその政府系金融機関も、担保や売り上げあるいは返済の見通し、民間企業と全く同じような発想でこれに対応しているわけでありました。

それならば政府系金融機関は必要ないんじゃないのですか。特殊法人として政府系金融機関は現実にあるわけでありました。ですから私は、行政改革も、この特殊法人、例えば民間企業と同じことをやっているのならば、もう既に幾つもある政府系金融機関を統廃合するとか、一本にするとか、ゼロにするとか、こういう発想でやった方がよろしいんじゃないかと思っております。

例えば住宅資金においても、政府系金融機関の方は五％、六％、今から三年前、四年前に借りている。しかし今、金利の見直しをお願いしても、それはできません。ところが、民間金融機関は、むしろ現状に合ったような形の中で金利の見直しを行っているわけでありました。

国の方が貸し渋りを助長するような形で、政府系金融機関が今のような、民間の人たちは善意にまじめに返済して、そして次を借りようとする、担保がない。当たり前です。地価が半分も下がっちゃっているんです。そして貸し渋りを、民間と同じようなことをやっている。住宅資金においても、今のよう金利の見直しをしても、おおうとすると、現実には行っていない。これでは何のための政府系金融機関なのか。

私は、行政改革の中で特殊法人や外郭団体の見直しをまず今国が行う、この総理が行う中央省庁の再編成をすることも必要であろうと思っております。が、外郭の特殊法人、外郭団体の見直し、このことをしなければいけないんじゃないかと思っております。

まず、大蔵大臣に、今の政府系金融機関の問題、そして貸し渋り、そして今のよう金利の問題等々を含めてどのように考えられているのか。さらには小里総務庁長官に、今のよう特殊法人、外郭団体に対する考え方をどのように考えて

いるのか、お伺いをしたいと思います。

○松永国務大臣 政府系金融機関は今問題になっておる貸し渋り対策についてどういう行動をとってきたのかという点でございますが、御存じのとおり、民間金融機関の方が、金融システムについての不安感等が走ったことの影響もあって、いわゆる貸し渋りに走った。それに対応するために政府の方では、十年度分も含めて総額二十五兆の資金を用意して、そして貸し渋り対応について最大限の努力をしてもらいたい、こうやってきたわけでありました。

その結果、年末についていえば、休日返上して利用者に對する対応をしてきた。そしてまた、貸出実績を見ても、去年の十二月からことしの三月末までの間に、金額にして四兆一千八百九十億、件数で二十一万八千件、金額では前の年に比べて一五・三％増、件数では一九・七％の増、こういうことで、懸命な努力をしてきたということはお認め願いたいというふうに思っております。

なお、政府系金融機関の合理化等の問題でございますが、これは、昨年九月の閣議決定に基づきまして、日本開発銀行と北海道東北開発公庫を廃止して新たに新しい銀行を設立する、日本輸出入銀行と海外経済協力基金を統合する、国民金融公庫と環境金融公庫の統合をする、こういったことで、政府系金融機関の見直し、統合に向けて鋭意努力をしております。

○小里国務大臣 特殊法人は、御案内のとおり、さまざまなのがございます。共通の運営原則がなく、また事業運営の目的あるいは実態等、あるいはまた非効率性等、きちんとその説明がなされていない。いわゆる経営内容の不透明性、先ほどお話しのとおりでありまして、私もそのようなことを十分留意しながら、まず、特殊法人については、統廃合、民営化など全般的な見直しを徹底的にお話しのとおり進める必要がある、さように判断をいたしております。

昨年の十二月二十六日の閣議におきましても、

「特殊法人等の整理合理化について」等に基づいて、特殊法人の整理合理化を積極的に、今までの経過を再確認しながら進めてまいらなければならぬ、さようなことなども行っておるところでございます。

○田中(慶)委員 大蔵大臣、確かに財政の手当てはされたと思っておりますけれども、現実には今のような一万七千件を上回る、十二兆円の負債を出しているような実態というものが、その原因は何かという貸し渋りなのですよ、七割が。

そして、今のような状態を含めて、この政府系金融機関も民間と同じようなことをやっている。いろいろなことを手当てしたかも知れないけれども、現場に行くと、担保がないからだめだ。当たり前です。先ほど申し上げたように、土地が、半値八掛けと言われているように下がっているのです。担保があるわけがないでしょう。そして、現実には金は貸さない。政府系金融機関も民間と同じなのです。

いまだ大蔵大臣として、余り頂点ではなくして現場のそういうところをみずからリサーチをされた方がいいと思う。そうすると、具体的な貸し渋りや、今のような、既に十四兆円、三・六％の失業率、二百四十六万人、こういうことなんですよ。戦後最悪なのですから、そのことに対処しなければいけない、私はそう申し上げているのです。

行政改革はやはりそういうことを念頭に置きながらやらなければ、笛は吹けども現場が踊らなければ何にもならないのですよ。もう一度、大蔵大臣、答弁願いたい。

○松永国務大臣 私はことしの一月末まではこういう席でありませんでしたから、したがって、しよつちゅう地元の中小企業者と接触をしておりました。去年の秋からことしの一月の中ごろまでにかけて数件、私自身、地域の人から相談を受けました。それは全部、中小企業金融公庫または商工中金に行きなさいというふうに指示をいた

しました。

去年の暮れから、自民党及び政府の方針で、政府系金融機関は窓口の応対だけでしてはだめよ、どんな相談事であっても必ず上の方まで上げて相談に応じ、最終決定は支店長がやりなさい、こういうふうにして親切な対応をするように指示をし、それは私は実行されていると思います。

私が相談を受けた件は、中小公庫も商工中金もそれぞれ親切に対応して経営指導までして、そしてその上で、要望額ではありませんでしたけれどもある程度の資金の手当てをしてきて、その企業は何とかやっているという状況であります。こういう地位になりますという、ほとんど民間人と会う機会が、どういふわけか浦島太郎みたいになつてしまつてゐる面も実はないわけではないのです。

しかしながら、委員御指摘のように、大変厳しい状況であるということは承知いたしておりますので、今後とも、中小企業あるいは中堅企業に対して、資金需要に政府系金融機関は適切に対応するように指導をし、あるいは指示もして、努力をしていきたい、こう考えております。

○田中(慶)委員 現場の対応は非常にいいけれども、結果として貸し渡りを行っている、これが現状ですから、やはり本当にそういう問題を含めて大変なことなんです。

私は、次から申し上げますけれども、この一府十二省という問題、国から地方、あるいはまた官から民、そういうものの内容が明確でないと思うのです。ですから、私はむしろ、それより具体的にこの行政改革をやる第一弾として、特殊法人、外郭団体の見直し、私はサンセット方式と申し上げておきますが、先ほど本も差し上げておられますけれども、まずスクラップ・アンド・ビルド、この精神を持って、ゼロベース、特殊法人はゼロにする、どうしても必要なものは再度そこでつくり上げていく、こんなことをしなければ今の行政改革は遅々として進まないと思います。

なぜならば、この特殊法人のことしの予算だけ

でもおよそ一兆二千億。そして、その配分は、いいですか、その特殊法人にO Bが何人いるかによつて配分の額が決まつてゐる、こういうふうに見受けられる部分がたくさんある。そして、O Bを含めて現在のこの外郭団体には五十二万人いらっしゃるわけですから、そのことはこれから行政改革に取り組むに当たつて大きなネックになつていくと思ひます、はつきり申し上げて。

ですから、まず外堀からそのことを埋めていかない限り、総理が決断を持って今回の中央省庁の見直し等についてされておられますけれども、私は、物事には手順がある、こんなふうにしておられます。総理のこのやり方も一つの方法でしょう。

しかし、むしろ世の中の常識として、それぞれ障害になるものからある面では整理をしていかなければいけない。その一つに特殊法人、外郭団体。見てください、道路公団。いい悪いは別にして、毎年補給金を出しているのです。公団の本丸は赤字であつて、その下はみんな赤字じゃないですか。こんな経営を現実に行われている。次々とそういうものが、今の九十二、もう九十二は少なくなりましたけれども、八十七ですかの特殊法人の中ではそういうことが現にまだ行われている。このことをどう考えられているのか、総理あるいは総務庁長官にお伺いしたいと思います。

○小里国務大臣 お話しのとおり、特殊法人、ここに一覧表を持つておられますが、もう大変な数でございませう。中でも、八年の四月でございましたが、九十二ありました特殊法人、皆様方の協力をいただきまして、これが整理統合を進めてまいりました。お話にもありましたように、閣議決定を終えたものを入れますと、近々七十一から七十四程度に縮減はされてまいります。

しかしながら、それでも、業務の実態あるいはまた社会的なこれが経済効果等を考えますときに、これを徹底的に縮減合理化をする必要がありませう。お話しのような一つの既定の方針も必要でありませうし、私どもの合理化のための既定計

画もこれを断固進めなければなりません。同時に、今次の改革におきまして独立行政法人なる制度も創設をいただき取りでございませうから、これらを決定いただきましたときには、それらの役割なども十分期待しながら、徹底的にこれが縮減合理化を図るべきである、さういうに重く認識をいたしておられます。

○田中(慶)委員 いずれにしても、今のこの特殊法人の問題を、完全民営化をするという基本方針、あるいはサンセット方式で廃止をする問題、どうしても国の政策として残しておかなければいけない問題等々に整理をして、私自身は、自分勝手にこの分析をしながら、そういうことを一冊の本にまとめてみたわけです。私は、少なくとも、行革のあるいは中央省庁の大きな推進をする意味では、こちらが先決でないか、優先順位をつけるならばそのことが先じゃないかな、こんなふうにか考へているわけでありませう。総理の見解をお伺いしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 いわゆる土光臨調と言われました第二次臨調以来、公庫、公団、事業団等、いわゆる特殊法人というものにつきましたは、そのときそのときに応じて随分見直しはされてきたように、十年の四月現在で八十四機関。その中には、例えば国金と環衛公庫のように既に統合が決まつてゐるものもありませうけれども、これだけのものがあることは御指摘のとおり事実です。

そして、今ここに持つておられます、これは行革会議で配付をした特殊法人の整理合理化の方向についての検討資料でありますけれども、この中で、廃止するもの、それから国の関与の必要性が失われる、あるいは低下したということから、民間主体としての形態に移行して、民営化、民間法人化を考へるべきもの。そして特別な法人としてやはり存続させていかなきゃならない、これは、公的な主体としての業務の必要性があつて、業務の性質に即して特有の形態をとる必要があるものについて、特別の法人として残すが、その場合に

も、その業務を目的の範囲内、必要最小限のものに限定すべきという方向。さらにこれは、この基本法をお認めいただきました後のことになりませうけれども、基本法をお認めいただくことによつて独立行政法人という新たな姿、議員の御本の中に、めくつていきますとその部分に触れた部分がありませう。業務の性質などによつては、まさにその独立行政法人という形態に移すものがあつてもよいのではないかと、そのような選択肢を提起いたしました。

もう既に議員も触れられましたけれども、特殊法人が行つてゐる業務、これは実は多種多様なものが混在しています。ですから、何か一つの決まつたタイプでこれという形で押しつけて改革は進まないと思ひます。

ですから、今申し上げましたように、廃止するもの、あるいは民営化、民間法人化するもの、特別の法人としてやはり存続を必要とするもの、そして、独立行政法人というものが国会で認めていただいたならば、その後、独立行政法人としての方向に動くべきもの、特殊法人というのはそういう方向でこれから整理、検討を進めていくべきものだと私は思ひます。

○田中(慶)委員 私は、たまたまこれを一年かかつて調査をしたときにいろいろな経験をいたしました。九十二の特殊法人の責任者の皆さん方に全部お会いしました。みんな必要性を求めてまいりました。皆さんが全部さういふふうに言う。いたずら電話も入つたり、いろいろな脅迫めいたこともされました。そのぐらゐ一つのものをやるときには大変なことがあるわけでありませうから、今回のこの新たな省庁の再編成の問題も、私は大変な覚悟をしてやらなければいけない問題だらうと思ひます。

そこで、お伺いしたいわけでありませうけれども、この省庁再編成の問題を含めて、少なくとも先ほど申し上げたように、高齢化社会、少子化時代、そして勤労人口が減る。現状の生活を営むな

らば税金をふやすか行政改革をするか、こういう形になってきたわけであります。結果として行革であります。ただ、省庁の数合わせだけでは行革じゃない、私はこんなふうに思っております。

そこで、こうしてみますと、十年間に一割の公務員を削減する、一割の削減で行革と言えらるのでしょうか。例えば大阪の知事は、ことし、財政が厳しいからということで新規採用をゼロにする、このぐらい思い切った考え方が必要であらうと思

う。そこで伺いたいのですが、例えば通年で新規採用を毎年どのぐらい減らしているのか、退職、自己退職を含め、どのぐらいいらっしゃるのか、まずその辺をお伺いしたいと思います。

○坂野(参府委員) 恐縮でございますが、突然のお尋ねで、ただいまデータの持ち合わせがございません。

○田中(慶委員) 突然じゃありませんよ。きのう私は、レクチャーのときに、新規採用がどのぐらいいるのか、退職がどのぐらいいるのか、申し上げているわけですよ。

例えば大阪の例は、財政が厳しいからゼロにした、こういうことでしょうか。ですから、この十年で一〇%なんて生ぬるい、はつきり申し上げて。民間企業がこれだけリストラして、税金を納めているんですよ。そのときに——例えば松下幸之助さんはこんなことを前に言われました。二割原価を低減する、議論をしましたけれども、なかなかできなかった。しかし、五割原価を低減しろ。いろんな角度で発想の転換をして、五割の原価低減ができたと言われた、現実に。そして今日の松下の隆盛があると言われているわけですよ。

今一〇%の削減の手法も明確にしていけない。そして、私がなぜ新規採用を聞いたか。例えば、今の実態は、新規採用を退職者の半分以上採用していけば五年で一割になるんですよ、十年からなくとも。十年かけてやると言ったらやらないということなんです。私はそういうことで申し上げているわけですから。

○小星国務大臣 一〇%削減問題のお話でございますが、まず、先生にも御認識いただいておりますように、一〇%以上という一つの基本を私どもは置いております。しかも、その程度であつても生ぬるいんじゃないかという御指摘でございますが、まさにそのとおりであると私は思っております。

今では中央省庁再編の一つの基本的なものでございまして、御承知のとおりでございますが、この基本法を確定いただきました後、各省庁にわたります、いわゆる新しい国の組織あるいは事務事業の形態はいかにあるべきか、その辺を徹底的に精査し、そして各省庁の再編の作業が進んでまいります。この中身を絞り込んでいく作業を私どもは注目をしながら、そこでおのずから、先ほど申し上げました一〇%以上という数値は積極的な前の方に進捗するべきものであると確信をいたしておるわけですよ。また、心得ております。

○田中(慶委員) そんな抽象的なことを聞いているのじゃないのですよ、はつきり申し上げて。きのう、あなた、それを言っていたでしょう、新規の問題を含めながら、そうじゃない。民間企業がどれだけ、どういう手法でやっているか。生首を切れと言っているのじゃないのですよ、はつきり申し上げて。今の新規採用を半分にしていけば、少なくともそういう問題は五年で解決するのじゃないですかと申し上げているのですよ。

そういう問題を含めて発想を改めて考えていかなければ、今のような考え方では一割もできませんよ、中途半端で。先ほど申し上げたように、一割するためには三割も四割もいろいろなことを考えてやっていかないとできないのですよ。

○橋本内閣総理大臣 私は、今議員の御指摘を全然否定するものじゃありません。そして、今総務庁の人事局がおられないようでありますから、正確な数字を僕は覚えていないのですが、既に一種の採用数を昨年から減らし始めております。そして、これを低減させていくことによって、少なく

とも、いわゆるキャリアと言われる諸君の数を一定年月の間に削減をする方式は既にとり始めました。

そして今、御承知のように総定員法があります。そして、当然ながら、新しい体制に移行するまでの間でありまして、この総定員法のルールに従いまして新規の増員を抑制していく、これはI種で今申し上げたとおり既にスタートをしております。

そして、削減の上積みによって純減を確保していくことは、これは当然のことでありまして総定員法を改正して、新たな公社や独立行政法人への移行による総定員法の枠組み自体の変化を視野に入れて、その上で定員総数、そして定員管理の新たな枠組みをつくりたい、そしてそこから大幅な定員の削減及び数の縮減というのについての道筋をつけていきたいわけでありまして。

そして、そこから、言いかえれば独立行政法人あるいは新たな公社という姿で国家公務員の総定員から抜けていく。しかし、これは雇用としては当然ながら将来も続いていきます、違った姿の中で。国家公務員総定員法の枠の中ではありません。そして、そこで縮減されたベースから新たな定員管理はスタートをし、そして新たな定員削減計画がスタートするわけでありまして。そこにおいて少なくとも一〇%の削減を目指すというのが今のルールでありまして、今長官からも申し上げていたことでありまして、今の発射台をベースにして、言いかえれば今の公務員数をベースにして一〇%を減らすのだと申し上げているのではありません。そんなことをぜひ御理解をいただかなければなりません。

その部分において、既に独立行政法人あるいは公社というものに移行します、それだけの人が移行されるか、今確かに明確ではありません。ですから、不確定の要素はここにございまして。しかし、その数というものは総定員という考え方からいきますならば外れていくわけですから、今から

相当減少した数字が母数になる、その上で一〇%の削減というものは相当重いものであるということとはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○田中(慶委員) 総理が言われていることもよく理解できますけれども、そんなことであつては、申しわけないけれども一〇%の削減もできないと思ひます。少なくとも大きな数字目標を明確にする、積み上げを含めて数字目標を明確にする、そういうことを含めてやっていかなければいけないであらうし、あるいはまた、具体的に十年というこの時間帯、日本の今の十年一昔は五年一昔になったのですよ。サイクルがすく速いのです。隣の中国ですら、行革をして小さな政府をつくらうというところで、二分の一とか三分の一とかという形で公務員を減らそうとしているわけですよ。ですから、この中央から地方へ、こういう発想、官から民へ、じゃ具体的に、こういうものを全部これだけやるからこれだけの人員になりますよ、こういうことが明確にされない限り一府十二省を初めとするこの考え方は、私は最終的に実行が難しいんじゃないかと思っております。正しいと思ひますよ、この考え方そのものは。しかし手法がない、はつきり申し上げて。

○小星国務大臣 議員が御指摘いただきますことも、あるいはまた削減のための具体的な手段について私は全く同じだ、同じ立場に立っているなという感じを受けます。

ただ、では一〇%以上のその成果を期するため、具体的に今日計画書がないじゃないか、ここを先生今おっしゃるところでございまして、私どもはその点は、先ほど申し上げましたように、各省庁の再編成作業が始まります、その編成作業の削減に関する基本はこれです、ということをお願い申し上げております。例えば規制の緩和もいろいろ申し上げております。例えば官から民へもありません。それを、もう既に計画を実施中のものもあります。

先ほど総理の方から申し上げましたように、大分具体的に進んでおるものもありますし、これか

字と大蔵省に出した数字も違う、それから私に出した数字も違うのです。三つとも違うのですよ。今、あなたは、自民党と大蔵に出したのは同じと言ったじゃないですか。これも違うのです。担当の理事すらようわからぬでしょう、どんぶり勘定でやっているから。そういうことじゃないですか、基本的なことを担当の理事だつてこんなにして間違えるのだから。

○鶴志田参考人 大蔵省と自民党にお出ししている数字は、ベースをそろえれば同じ数字になります。ただ、大蔵省には特別嘱託を含んだ数字と含まない数字を報告しておりますので、どっちを比較するかという問題がございますが、両方とも特別嘱託を含むというベースで比較すれば全く同じ数字になるわけでございます。

誤解を招きまして失礼いたしました。

○上田(清)委員 今のだと少しわかりました。要するに、大蔵と自民に出しているのはベースは同じです。ただし自民党に出したのは嘱託の分を乗つけていますから少し数字が上です、こういうお話ですね。また、私どもに出した数字はそれよりも少し多い場合がある、あるいは少ない場合もある。

こういう基準がなぜそうなるのか、日銀の場合同、金額にしても大きいですよ。どうかすると、年によつては金額、給与ベースで一〇％ぐらい差がありますよ。どうしてそんなに出るのですか。ある年は六百二十六億で、ある年は六百五十億になる。なかなか理解しがたい。普通はずっと上がつていくとかあるいは下がつていくとか、特別な外的な要因があつてはこんと引つ込むとか、そういうのは理解できますけれども、みなし法人で超安定企業でしょう。なぜですか。

○鶴志田参考人 その数字をごらんいただくとおわかりになると思うのでございますが、最近のところは決算額の数字が減つてきております。それは人件費の抑制に努めるということのあらわれであるわけでございます。

○上田(清)委員 質問に答えていません。時間も

もったいないですから、でこぼこのひずみという
のはどういふ原因があつたのですかということ
を聞いています。最近の話じゃなくて、過去
の部分を含めて、でこぼこのひずみです。ちゃん
とまじめに聞いてください。

○鴨志田参考人 お答えいたします。

退職者等は年によって変動がございますので、
人件費もそういった状況を映じて増減があるとい
うことでございます。

○上田(清)委員 非常にわかりづらいですね。人
員で給与の総額を平均的に割れば一千百万ぐら
い。女性の社員の方が四〇%ぐらいらしいしや
る。常識的に、非常におかしいですよ。割り算し
ていくと一人平均一千百万。

嘱託の方は幾らぐらいもうのですか。

○鴨志田参考人 嘱託につきましても、我々の内
部で、組合とも協議の上決めてあるレベルがござ
いまして、それに従つて支払いをしております。

○上田(清)委員 理事、TBSであれば報道さ
れていのです。だから説明する必要があるとい
うことで、私が資料を出してくださいと言つて
も資料は出さない、答弁にまともに答えない。お
かしいですよ。

日銀給与の総額から頭割りすると一千百万ぐら
いになる。しかし、職員数の構成をいただきまし
たら、最近では四〇%が女性、十五年前は三〇%
ぐらいでしたけれども、そういう計算からする
と、今、一人頭一千百万ということは、こう言つ
ては大変恐縮ですけれども、私が調べた民間企業
の全国平均で男性が五百六十万、女性が二百七十
万なのです。これは国税庁の資料です。二倍近
く男性と女性と違ふのです。まあ日銀は男女の
平等をしっかりとやっているといたつたら話は
わかりますけれども、そういうことまで考へる
と、男性職員の給与はべらぼうだという話にな
ってしまうのです。

そういうことについて明らかにできないから、
局長なら局長は幾らですか、課長なら課長は
幾らですかということをお教えいただければ、私

なりに数字を計算して、あななるほど妥当性があ
るなということをおっしゃるのです。中央銀行の職
員、役員だつたら、胸張つて堂々とお金を取れば
いいじゃないですか、正しいことをやっているの
だつたら、そういうことを言っているのですよ。
言つてくださいよ、はつきり。

○鴨志田参考人 お答え申し上げます。

今先生、千百万という数字を言われたわけでござ
います。これは恐らく、人件費総額と職員数
との対比からおっしゃっている数字じゃないかと
思いますが、その人件費総額の中には、俸給だけ
ではなくて、いろいろな手当でございますとか退
職金もその中に入つておりますので、千百万円と
いうのはちよつと実際の数字とは違ふというふう
に思ひます。

○上田(清)委員 では、理事、出せばいいじゃな
いのですか。今言はばいいじゃないですか、そんな
ことを言うのだったら、だつて、局長が平均的に
幾らだ、課長が幾らだとかわかつていられるでし
ょう。日銀で職位手当というのがあるでしょう。ど
ういう中身ですか、御説明ください。

○鴨志田参考人 先ほどから数字についていろ
ろとお問い合わせがありまして、我々としても
先ほどちよつと副総裁から申し上げましたよう
に、人件費全体について、なるべく早く早くしるべ
き形で公表をしたいというふうに思つておりま
す。

○上田(清)委員 答えるつもりがなくて来られて
いるのですか。
では、もうはつきりしますけれども、職位手当
というのは、私の情報では、年に二回、二月と八
月に一定の管理職に、一種のおつき合料、香典
だとか結婚式とか大変だろう、そういうことで
一カ月分出すというふうな話を聞いていますけれ
ども、事実と違ひますか。

○鴨志田参考人 お答えいたします。
職位手当は、その職位についている者に対する
手当でございまして、いわゆる世の中で言う職務

手当ということと同じでございます。
○上田(清)委員 疑惑が深まるばかりでありま
す。

四年前から、どうもこれは厳しいぞということ
で、水増し給与の是正をしなければならぬとい
うことで、毎年局長クラスは百万ぐらいずつ下
げていったはずですよ。だから、毎年の局長の給与
を出していただければ、そういうことをやっ
たかやっつていなかったかということもわかるので
すよ。

いづい、今もう疑惑は深まるばかりですよ。
数字を幾つも出される、何でわざわざそんなに
外的に出す数字を三つも変えるのですか。大蔵省
に出すもの、自民党に出すもの、私どもに出す
もの、いろいろ理屈はつくでしょう。そういう理屈
を今一生懸命つくるために時間稼ぎをされている
のではないですか。

いろいろな話があります。バブル時期には、
日銀の総裁なんか、年収五千万なんですから、
も、プラス二千万ぐらい余分に取つていたとか、
局長でも五千万五百万ぐらい出されていたとか、首
をかしげていても結構ですよ。だつて、そういう
ことを言われていて、あなた方はそれを証明する
手だてを出さないじゃないですか。普通の企業で
あれば、株式会社でしよう、筆頭の株主は大蔵大
臣、ほかにもたくさんいらっしゃるはずですよ。い
つぱ、たまたま株主総会を開かない株式会社。い
つぱありますよ。

例えば、局長なんか、おやめになるとき退職金
を幾ら取るのですか。
○鴨志田参考人 お答え申し上げます。
退職金につきましては、プライバシーにかかわ
る問題でございまして、回答することを御勘弁
いただきたいと思います。

ただ、そういう数字を含めまして、なるべく早
く御回答させていただきたいと思ひます。
○上田(清)委員 委員長も聞かれましたように、
また、大蔵大臣……(発言する者あり)
○高橋委員長 上田君に申し上げますが、ただ

まの御質問に挙げられました問題につきまして
は、理事会で協議の上、資料要求をすることに
いたします。

○上田(清)委員 委員長の御配慮と理事の皆様
の御配慮に感謝いたします。

大蔵大臣、日銀の予算は、御承知のとおり大蔵
省の許可をとつてつくられていくという過程を
とつておりますので、実は大蔵省は全部把握して
いるはずであります。大臣が細かく把握されてい
るというふうには私は思ひませんが、その気にな
れば大蔵省でもすぐ出てくる数字だというふう
に私は理解をしておりますので、もし、この時点で
担当の方でわかれば、官房長すぐわかりますか、
わかれば言つていただければありがたいですけれ
ども。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

予算につきましては、旧法におきましても新法
におきましても、大蔵大臣の認可でございます。
ただ、かなり自主性を認めた法人でございま
すので、私どもとしては予算の総額というものを
チェックしております。個々の給与規定がどう
なっているか、あるいはそれがどう運用されてい
るかということについては、私どもは細かくは
チェックしておらないということでございます。
が、この件に関しましては、先生の御指摘のと
おり、いろいろな話題になつておりますので、新法
の第五十八条によりまして報告を求めることとい
たしております。

○上田(清)委員 ありがとうございます。
大蔵省から出向される理事の方々と、給与等
の関係で日銀が高いということがあるので、あら
かじめ局長から理事に昇格するときに、理事とし
ての退職金を、もうその分を差額を見込んだ形
で、ある局長は九千万の退職金をもらつて理事に
なつておられ、もちろん理事を卒業されるときに
もまた退職金をもらえと思ひますけれども、そ
ういふお話も出ておりますから、こういうこと
が、胸を張つて、中央銀行としてそれだけの仕事
をや、明らかなる仕事をなさつていられるといふこ

とで、堂々と国民の前に発表できることを心から願って、そして何よりも、国会に出てこれられる以上、そういうことをお願いしているわけですから、きちんと答えるような準備をしていたのだと思いますし、そういうことができないようだと、私は、藤原副総裁、あなたがなぞ出てきたかという点に関して国民の期待を裏切るよとあえて申し上げたいと思います。

きょうはどうもありがとうございました。結構です。もし所見があれば。

○藤原参考人 ただいまのお話、よくわかりました。

私も一カ月前まではジャナリストとして、透明性を確保することを目的とした日銀法改正作業にも参加した者です。目下、コンプライアンス委員会といまして法令遵守委員会の委員長として責任を持ってこのたぐいの問題を担当しておりますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、できるだけ早い機会に人件費の全体についての数字を含めて公表し、新生日本銀行が独立性と透明性確保のために努力しているのだという姿をお目にかけ、御理解を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○上田(清)委員 どうも済みません。日銀の方々、どうぞお帰ってください。ありがとございました。

それでは、人事院の総裁にお尋ねします。

国家公務員が二年以内に関係企業に再就職される場合、きれいな言葉で言いますとそういうことでありますが、俗に言う天下りであります。承認事項になっているわけでございます。この承認する場合のルール、あるいは手続の期間も含めたルールというものはどのような形になっているのか、簡潔にお答えいただきたいと思いますが、よろしく願います。

○中島政府委員 この公務員の再就職の問題につきまして、いろいろ御議論いただいております。そのたびに私はお願い申し上げているのですが、退職公務員というのは一人の国民でございます。

その一人の国民は職業選択の自由を基本的に持っているというところをやはり認めていただくというところから議論を出発させていただきたいというふうに思います。それと同時に、現在議論されておりますように、再就職すること、あるいは再就職をねらって、公務の公正な執行というものが妨げられるようなことがあってはならない。この両者の公益をどこでとかく調和させるかというのがこの問題の一番難しいところでございます。

したがって、私たちは、国会の議論とかあるいは世論というものを正確に把握しながら、私たちの規制の基準というのを定めております。最近では、この問題についての非常に厳しい御批判というものを踏まえまして、徐々に厳しくしてきているということでございます。そして、厳しくしておるその基準というのは、人事院規則あるいは各省庁に対する通達、すべてこれは公になつておりますが、それを基準に現在決めておるところでございます。

○上田(清)委員 全くわかりませんでした、抽象的でしたので。

例えばルールとして、承認に関しては、どういう人事院の組織の中でそれを御決定されるのでしょうか。例えば、どの部署で審査をして、そして最終的にはどちらで決裁されるのか、あるいはどのくらいの時間をかけてそういう調査をされるのか。

○中島政府委員 個々具体的なケースによって若干異なりますけれども、おおむねのケースを申し上げますと、各省庁から私たちの職員局職員課というところに事前の問い合わせがございます。そのときに、大体これはいいんじゃないかと、これは御遠慮いただいた方がいいんじゃないかというところで、内々判断を示しておるようでございます。それに要する期間というのはそんなに長くはないというふうに思います。

そこで、各担当の方で、これについては院内で十分議論をして結論を出した方がいいだろうというのがいわゆる決裁として上に上がってくるわけ

でございますけれども、それは、各局長、三人の人事官、私は総裁でございますが、私の最終決裁を経て、承認手続として外に出ていくということでございます。実際そういう問い合わせがあつてから結論が出るまでの間、個々のケースによって違いますが、およそ二、三カ月じゃないかというふうに私は感じております。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

事前の根回しがいいたのか、例えば、お名前は隠しますが、平成元年の六月十五日に、大蔵省の大官官房付の出向されていた方が離職されて、東京銀行常務取締役、翌日の六月十六日、一日で承認されております。同じく大蔵省、内閣審議官、元年の八月二十八日、ナショナル証券に顧問として九月一日、四日間です。それから、理財局固有財産鑑定課長、平成三年五月十五日、岩谷産業に経理本部管財部長として次の日の五月十六日。それから、四国財務局長、平成七年六月二日に、一宮信用金庫に専務理事として同六月五日、三日間です。これは比較的早いものだけを調べました。全部調べていません。大蔵省のほんの一部です。

今、二、三カ月と言われましたけれども、どうも腑に落ちない。事前に丁寧な根回しをやつていたとしても、世間的におかしいじゃないですか。離職した次の日の関係企業に就職する、それを承認するというルールが、おかしいと思いませんか。どうですか。

○中島政府委員 公務員の実際の人事管理というのは、組織を円滑にしていくために、現実の姿というのを申し上げますと、大休人事の交代時期になりますと、二、三カ月ぐらい前になります。官房の方で大体この方にはこの際退職していただくというめどをつけるようでございます。そうしますと、民間企業に再就職される場合には、その段階において事前に、既にこちらの方に話がございまして、そういうお話の過程におきまして、私たちの方では、この民間企業に就職される場合には大丈夫だろう、承認を与えることができるだ

ろう、この場合には与えることができないだろうというのを退職二、三カ月前から通常行っております。

そして、実際書類が出てきて承認するというのは、今先生がお話しになりましたように、そんなに時間がかかっていないような結果になっておるといふその過程というものをよく御理解いただきたいというふうに思います。

○上田(清)委員 そんなに時間をかけない、二、三カ月と言われて、私が一日とか三日とか言ったら、御指摘のようにと言っておられますけれども、二、三日と二、三カ月に話が全然違うじゃないですか。

それと、事前にルールでそれなりにできていてもいいんですよ。しかし、離職された次の日に再就職されたことが、人事院でわずか一日で決裁されたということになるんですよ。これでいいんですか。(発言する者あり) いやいや、これは国家公務員の全体のあり方の議論の一つですよ。どうですか、総裁。

○中島政府委員 そういう運用に現在なっておりますが、その運用がどういう観点から国民から批判されるかというところについてはちょっと理解できませんので、もし何か御示唆がございましたら教えていただきたいというふうに思います。

○上田(清)委員 総裁、私は国民の代表者であります。国民の代表者として質問しておりますから、こういうことでのいいのかということについて私が批判しております。そういうことです。

今のは大変失礼な言い方じゃないですか。私は国民の代表者です。国民を代表して、人事院のこのルールというのはおかしいんじゃないですかと申し上げているのです。国民の意見を聞きまして、どうして、じゃ、国会の意見を聞かなくていいというのですか。国会というのは、国民の意見を代表して出てきているのです。少しおかしいんじゃないですか。これは改める内容ではないでしょうか。

小里長官、直接的に担当になるかどうかかわかり

ませんが、やはり人事院というのは、公正な公務員の人事行政をつかさどり、あるいは後で申し上げようと思つたのですが、十七条と二十二条に調査権もあれば勧告権もある。正しく人事権が行われているかどうか、各省庁に対していよいよ勧告権や調査権を持つていくわけですから、この人事院の信用性というものが絶対的に高くなければならぬのですから、その一つの権能であります承認事項について、わずか一日で判断するというようなことが世の中に伝われば、人事院というのはそういうところかいいなというふうなことになりますよ。

○中島政府委員 一日で判断したということではございません。先ほど御説明申し上げましたように、退職が予定されている職員につきましては事前に相談がある、その相談の過程で、私たちの方は、総裁のところまで話が上がつてきて、そしてこれについてはゴーストを出す、あるいは御遠慮いただくというような実質的な判断をしております。書類の処理というのは今先生がお話しになるような処理になつておるわけでございます。その過程というものがひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○上田(清)委員 その過程は理解した上で申し上げておきます。ほかのところは、承認に至るまで、二カ月かかるものもあれば、半年かかるものもあるし、一年かかるものもあり得ます。それも過程です。この一日も過程です。事前にどれだけの話し合いがあったにしても、翌日に承認が出るというのは異常ではなからうかというのが率直な感想です。これは改めていただきたい、こんなふうに思ひます。そういうことが国民的な常識ですよということを総裁に改めて申し上げます。

それから、今申し上げました十七条、二十二条にも関連しているのですけれども、天下りそのものは、私はいかなる理由があろうと、関連業界に關して言えば、なぜ求められるか、こういうことを考えれば、これはやはり単品で売れているの

じやないのだと。

大田弘子政策研究大学院大助教授の言葉がおもしろいですよ。「民間で通用する人は極めて少ない。許認可権とセッソー販売なら売れるが、単品で売れる優秀な人はほとんどいないでしよ」と、こういうせりふが出てくるのですけれども、何らかの形で民間で受け入れる場合には、そのバックにある省庁の許認可やさまざまな権限についての背景あるいは情報、そういうものを期待しているからこそお願いをする経緯があるのです。私はそう思つております。

したがって、天下りは国家公務員法における守秘義務違反の可能性が高いのです。事実、日銀や大蔵省でそういう守秘義務を守っていない、逮捕された方々もおられます。在職中であれば卒業された後であれ、公務員の間に知り得た秘密に關しては外に漏らしてはいけません。しかし、漏らしてはいけないうような人を民間企業が受け入れたら意味がないわけですから、漏らすことを前提に受け入れていくわけですよ。

私はこんなふうな考え方も持つておりました、人事院総裁は何か顔をしかめておられますから、私はそんなふうには思わないと思つていらつしやるのかどうかかわかりませんが、どんなふうにも思われまつか、この守秘義務違反と天下りとの關係において、特に関連企業。

○中島政府委員 この公務員の再就職につきましては、かねがねよく国会で議論いただいておられますので、私も民間の経済団体等を訪ねていろいろ意見を交換したことがございます。民間企業の経済団体ですと、私であるからかも知れませんけれども、その能力を高く評価して受け入れていただいております企業も結構多いという話をしておりました。

ただ、今先生がお話しになりますようなケースも最近報道されておりますので、そういうことを私は否定する気持ちはありません。したがいまして、そういうことが出たということを教訓にして、各公務員を所管する大臣、もちろん私自身も

その立場において最大限の努力をしなければならなりませんけれども、そういうことがあつてはならない、これは再就職するしないにかかわらず、守秘義務というものは絶対守つていただくということが基本だというふうに思ひます。

○上田(清)委員 これは押し問答になりますので避けませんが、先ほど申し上げました十七条一項のいわゆる調査権、あるいは二十二条一項の勧告権。人事院がもとよりルールとして六十歳定年が決められているわけですから、それ以前に退職される、長い霞が関の慣行かもしれないけれども、しかしその慣行によつていろいろな弊害が出てきております。そのことを看過できない状況に現在あるわけですから、人事院総裁として二十二条の勧告権を使って、六十歳定年までちゃんと、法律に基づかない退職はしてはならないと勧告する気はありませんか。

○中島政府委員 早期退職慣行というのを是正して、できるだけ長く、そして定年いっぱい働いていただく、そういう人事管理に持つていかなくやらない、私も基本的にはそのように考えます。ただ、現在の退職慣行を前提にして人事全体が組み立てられておられますので、それを見ながら、それを是正しながらこの早期退職慣行というものを直していかなくやらないという認識でございます。

物事は、早期退職慣行の是正という単純な表現でこの問題が論ぜられますけれども、公務員の人事管理全体のあり方とも深くかかわつておりますので、そこを関係省庁とよく議論をし、そして認識を深めていただく、その上でこの早期退職慣行というものを是正していただく必要があるだろうというところでございます。単に、私たちが勧告したからそれがそのまま実現されるというほどのものではございませんので、私たちは、関係省庁との協力の上でこれを直していく、そして公務員の人事管理というものは、今先生がおっしゃるような方向に持つていかなければならぬというふうに思ひます。そういう方向での努力というものが

をいたしてまいりたいというふうに思ひます。

○上田(清)委員 人事院総裁は特別な独立職でありますので、基本的に六十歳まで法律に基づかない天下りは許さないということを明確に勧告すべきだというふうに私は申し上げたい。

それから、人事院の給与二課長は、大蔵省からの出向ポスト、指定ポストになつておりますね。こういうことも、大蔵省もやはり辞退すべきではなからうかというふうに思ひますし、給与の支配権を大蔵省に握られて、人事院が自分のところの後ろからちゃんとお金を出してくる人が大蔵省からの出向ポストであれば、何かと気合いが入り切れない、こんなふうには思うのは普通の考え方ですから、こういうことについて、もう少ししっかりと出ていくつてくれと言つたらどうですか。お考えどうでしょうか。

○中島政府委員 それぞれの役所の人事というものを考えます場合に、その職責というものをいかにして立派に果たしていくかという観点から考えなければならぬわけでございます。

私たち、今先生がおっしゃいますように、給与二課長というのは大蔵省から来ていたということがありますけれども、いろいろな御指摘というものがあつたということは承知の上で、これからどのようにするかも含めて考えていきますけれども、やはりこのポストというのは大蔵省との職務上の關係が非常に濃密でございますので、現在そういうような配置をいたしておるわけでございます。

○上田(清)委員 濃密とは何ですか。

○中島政府委員 予算との關係があるということでございます。

○上田(清)委員 言葉に氣をつけていただきたいと思ひます、あなたは人事院総裁ですからね。こういう濃密であるからというところを使つてはいけな立場の人のなです。言葉を正しく使つていただきたい。

について疑いを持たれるようなところに、いわば財布のひもを握られているというところがございまして、できましたら大蔵省から出向を外していただいて、名実ともに人事院の独立性を図る、そういう中身にしていただきたいというふうに御要望いたします。要望だけです、頭の隅に置いていただければ結構でございます。はい、ありがとうございます。

総裁、ありがとうございます。もっとしつかりして、全然大力な力で、総裁として、それだけ申し上げておきます。

続きまして、資料は渡していただいています。閣僚の皆様方にもぜひ見ていただきたいのですが、なかなか公務員の給与は、民間の給与に關して必ずしも統計的に整合されたものがなくて、総務庁の統計局の「日本の統計」だとか国税庁の企画課が出しております「税務統計から見た民間給与の実態」であるとか、あるいは人事院の給与局の「国家公務員給与等実態調査」だとかをそれぞれ抜き書きしたりしておりますので、細かい数字に關しては正確でない部分もあります。

ただし、退職金に關しては、衆議院の予算委員会が出された資料の中に一円に至るまで最低額と最高額が出ておりますので、これは正確に出ております。

それから「資本金一億円以上の株式会社」「国税庁「民間給与の実態」より作成」でありまして、これは月額で出ておりましたので十二月月掛けさせていただきまして、端数を切っておりますので若干正確は期しておりませんが、これで……（発言する者あり）いえ、これは年収でございますのでボーナスも入っております。

それで、総理、公務員は昔から安月給だという神話がございますが、総理はどう思われますか。○橋本内閣総理大臣 私ども基本的に、人事院勧告制度のもとで公務員の給与というものが決定されている、その仕組みの中におります。そして、公務員給与の算定に当たって、人事院は勧告をいたします前に、年々の調査を行って、その金額を

はいております。

私は、今正確な状況を存じませんが、従来、ややもすると民間に比して公務員は安いという言われ方をしてまいりました。しかし、その比較にとられている民間は比較的大きなものが多いというところから、中小小中を合せて考えたとき、必ずしも公務員が安いとはかりは言えないという現象があったと思えます。

さらに、企業によりまして、むしろ、あるいは労使の交渉の結果であるかもしれないが、給与水準は比較的抑えているが、賞与において、ボーナスにおいて大きく配分をするという性格のところもありまして、これを一概に言うのは難しいと思います。しかし、中小企業まで含めました場合には、私は、必ずしも低いとはかり言える状況ではないと思えます。

○上田（清）委員 小里長官いかがですか、同じ間いかけですけれども、公務員の安月給というお話について、御感想ですが。

○小里國務大臣 総理の方から大筋のお話がありましたから別にございませぬけれども、今お話しの中でありましたように、人事院勧告というものを私どもは基調に置いております。

したがって、最近の例を申し上げますと、例えば昨年の国家公務員の給与の取り扱ひにつきましましては、御承知のとおり、今日の危機的な財政事情、それらを勘案をいたしまして、さらにまた国民世論の動向なども配慮をいたしまして、指定職俸給表の適用を受ける職員でございまして、給与改定を一年おくらせるといふような具体的な措置をとった経緯がございまして。

○上田（清）委員 総理も総務庁長官も模範的な回答であるのではないかな、こんなふうに思いますが、実は、公務員の次官、局長、局次長、審議官クラス、この審議官クラスも実は製造業でトップクラスであります。下に書いておられますように、金融関係の都銀とかの役員と比べればもちろん開きがありますけれども、製造業関係ではトップクラスであります。

それから、民間の平均給与は四百六十万でございまして。これは国税庁の調べによります。それから、人事院の「国家公務員給与等実態調査」より作成いたしました、四十歳の平均で全職種平均五百八十万であります。それから、資本金一億円以上の株式会社を選びました、建設業が五百六十一万、卸小売業が三百九十万、金融保険業が四百七十九万、サービス業が四百四万、こういう関係でございまして、必ずしも、俗に言うところの公務員は安月給であるというところの証明になるものがあると思えます。

確かに、高度成長期に民間企業がどんどん上がる中で追いつかないというものがございまして、けれども、いつの間にか追いつき追い越している嫌いがありますし、特に一九九一年の八月七日の人事院勧告で、従来百人以上の従業員を対象にして同業種の職種の人たちの平均値をとるようにいたしました。そのときから五百人以上にいたしました。

ここにおられる議員の方々は御承知だと思えますが、例えば人口十万人ぐらいの町であります。十人以下の職員というのでしょから従業員が企業が大体商工会なんかの加盟は九割ぐらいがそうでありまして、なかなか五百人以上とかそういう企業は田舎町にはありません。市役所ぐらいのものだ、こんなことではなからうかと思えます。

なぜ人事院で百人を五百人にしたのか。私は、たまたま今まだ総裁おられますけれども、非常にこれも問題ではなからうかという考え方を持っております。

それから、このときに、休日出勤で管理職の特別手当を新設し、課長補佐に超過勤務手当、特別調整額管理職手当を出したりしております。この時点ぐらいいからかなり大きく公務員の給与が、よく言えば改善、悪く言えばかなり上る形ができてしましました。こういうことの結果が、今日、数字の上でも逆に民間よりもよくなっている。それから、民間よりもいい上に、もう面倒くさいのでたつた一つだけを調べさせていただきまし

た。大蔵省が所有する宿舎に大蔵本省の職員が全職員中何人入っておられるか、つまり暮らしておられるかということを確認しましたら、大蔵省本省の全職員数が二千五百五十七名、公務員宿舎の入居者が一千四百二十三名、約七割近くの方が公務員宿舎に住んでおります。あえて家賃の方は申し上げません。こういうことを考えていけば、各省庁も押しなべて、大なり小なりこうした形での宿舎の手当て等がなされておる。

こういうことも含めて退職金のことなどを申し上げますと、いよいよ民間は、いろいろなリスクがありまして、それそれ会社をかえたり、勤続年数も、この民間の平均給与は、実は平均で連続勤続が十一年勤続です。そのくらいになっておりまして、国家公務員はもろろんそんなことは大体ありません。ほとんどおやめになることなく生涯勤めになる。そういうことも含めまして、退職金などは、民間ではなかなか統計すら出せないという状況になっているわけでありまして。つまり、退職金がかかるべき企業以外にはなかなか数字に出せるほどのものがないということでありまして、そういうことも含めて考えていけば、私は、公務員の給与というのは恵まれている、さまたま意味で待遇が恵まれている、こんなふうに考えております。

この点について、少し眠りが入っておりますから、歯切れのいい小泉厚生大臣に、一般的な、今申し上げたことに關して、大変器用な方ですので、眠つていても中身はわかるというふうに理解いたしますので、私は前列の大臣の方々に聞きしたいなというふうに正直思っております。

こういう公務員の給与について、率直な、個人的な感想について、そのことが私はまた公務員制度全体あるいは今回の行革法案全体に対する国民の理解を進めるものではないかなというふうに思っておりますので、率直にお伺いしたいと思います。公務員の給与は安い高いか。

○小泉國務大臣 今手元にある資料とお話を聞いていまして、私も、率直に言って公務員の安月給

という印象を持っておりました。しかし、これを見て、そうでもないなということの印象を持ちました。これは今後とも、公務員全体の制度、人事院等のあり方にかかわってくる問題でありますので、検討する必要があるのではないかと思っております。

○中島政府委員 公務員の給与の問題についていろいろ御議論いただきましたが、私たちがよく勉強させていただきたいと思いますが、ただ、先生の方に、少し私たちの方の事前の説明というか、そういう機会がございませんでしたものですから、十分資料の提供がなかったということがあるかと思ひます。

一点私たちの方から説明させていただきたいのは、先ほど五百人以上という話をしましたが、本省庁の職員につきましては、やはり企業規模百人というところと比較するのはいかがなものだろうというので、本省庁の職員につきましては、二十三区にある五百人以上の本店と比較をさせていただいておるとのことでございます。全国的にそういうことをやっておるといわけではございませんので、その点はひとつ誤解のないようにお願ひ申し上げたいというふうに思ひます。

もう一つは、民間の統計というのを見るときに、私たちもよく注意をして見るわけですが、私も、十月の委員会ときに先生から御質問ありましたように、公務員のボーナスは民間のボーナスの倍だという話もございましたけれども、ああいう統計というのは、民間は最近非常にアルバイトとかそういう方が多くなっておりますが、そういう方の賃金というのも含めて出すことが往々にしてございますので、そういう点もよく私たちは分析して、資料として使っております。

先生の方がそういう議論をされますときに、事前に私たちに通告していただきますと、そういうことにつきまして御説明をさせていただきたい、より正確な議論を建設的な方向でさせていただきたいというふうに思ひます。

○上田(清)委員 続いて、それぞれ、島村農水大

臣に。

○高島委員長 まだ皆さんに聞かれるのですか。

○上田(清)委員 はい。歯切れのいい方を重点的に。

○島村国務大臣 私は、私立大学を出まして民間会社に入つて、人事に十四年半勤めました。全部人事じゃありませんが、本社の人事をいたしたもので、給与その他に大変興味を持っておりま

実は、上田委員からいただきましたこの資料を拝見しました印象でございますが、私は、必ずしもこれは高いと思ひません。なぜならば、例えば官庁の上級職を例にとれば、官公庁に入るといふのは、自分自身もともと優秀さを自認する人が入るわけですから、しかも難関を突破して入つて、しかも厳しい競争に打ち勝つて、いわば局長あるいは次長といふことになるわけですが、例えて言うなら、これは大会社に例えますと、私のこれは私見にすぎませんが、局長といえ

ばいわば一流会社の専務、常務に当たるんじゃないでしょうか。あるいは次長、審議官でもこれは平取ぐらいにはなるわけですから、その意味では決してこの給料は高くないと思ひます。

○尾身国務大臣 私は、昭和三十一年に通産省に入りまして、以来二十六年間、昭和五十七年まで役人をしておりまして、したがって、ただいまの議論を聞いておりました。私の経験からいふとやや一方的だなという感じもいたしますので、私の個人的な感じを申し上げさせていただきます。

私は、大学を出てから通産省に入りましたが、通産省におりました二十六年間、実は、確定申告をする水準の給与をもらったことは一通もありません。それからまた、いつもいつも、同級生、四、五十人同じクラスの者がおりましたが、その

たというふうに考えております。

○上田(清)委員 尾身長官のおっしゃるとおりだと思います。以前はそういうことで安月給という神話ができたものと思ひます。

防衛庁長官。

○久間国務大臣 私が大学を出まして就職しましたときに、私は公務員になりましたが、一万八千円ぐらいでした。当時、民間会社で一番高いのに行つた者が四万数千円でございました。その当時と比べますと、今、うちの子供が今度卒業しましたけれども、聞いてみましても、また今度防衛庁に入つてきた職員に聞いてみましても、給料の差が余りございません。

そういうことを考えますと、その当時と比べると、人事院の勧告その他が適切にされたのかどうかはわかりませんが、同じ大学を出て、民間と公務員になったときに、大体同じような給料になつていくんじゃないか、そういう意味では非常に上がつてきたなという感じは持っております。ただ、その民間に行つた連中が、今度、役員になつて、退職した、あるいはそこまで行かなかつた連中、いろいろおります。上まで行つて、今言

はしましたように常務とか以上になつた連中については、平均給与でいくとやはり今の公務員よりは高いようでございます。

○大木国務大臣 私も公務員出身でございますけれども、私は、公務員には、まず一般論として申し上げますが、合理的な範囲内でむしろしっかりと給与をやつて、そのかわりに物狂いで働いてもらいたいというふうに考えております。やはり公務員のそれぞれの地位になりますと、これは国を代表して、本場に責任を十分に自覚できるだけの給与は出してもいいと思ひます。

実は、現在でも私は、地方は知りませんが、中央官庁の職員の皆さんは時間的には非常に拘束されておりますし、私ども、見ておりますと、土曜、日曜を使って仕事をしていることも随分多いわけでありまして。そういう意味では非常に忙しい

のですけれども、ただ、その忙しさの内容についてはいろいろ議論がございますし、それからまた、退職後、やたらにまたいろいろと、いわゆる渡り鳥とかそういうことについては改正の余地があるというふうに感じております。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

歯切れのいい方が多いもので、ちよつと時間があったので、打ち切らせていただきます。今大木長官が言われましたように、その後がいろいろ問題でありまして、公益法人も天下りが七千人おりまして、その中で、一昨年にあります九月に公益法人の設立許可及び指導監督基準というものを閣議で決定されまして、公益法人は最小限度この程度の基準がないといけませんよという合格不合格のいわば基準をつくつたわけ

です。例えば、これはある週刊誌に出ましたけれども、百十八、大蔵省の認可の公益法人がござい

ますが、このうち六十四法人が違反をしているのですよ。何に違反をしているかといふと、理事に所管OBが三分の一以上いるとか、特定企業の人

が三分の一以上入っているとか、それから同一業界から二分の一以上入っているとか、株式を所有してはいけないのに所有しているとか、こういう違反をしている公益法人が実は大蔵省だけでも二分の一あります。

ますので申し上げませんが、とにかくたくさん公益法人をつくられております。

そして、これが違反ばかりしているということに、ぜひ監督官庁の各大臣の皆様方におかれましてはもう一度、この公益法人が許可された後に違反ばかりしているという事態について調べていただきたい。こういうことをしなければなかなか行革論議もやや信頼されない、こんなふうに私は思っております。

それでは、それだけちょっと申し上げまして、けちばかりつけていては恐縮ですので、少しは激勵もさせていただきたい。

内閣危機管理監についてでございますが、これは総理にお伺いしたいと思います。

阪神大震災やあるいはさまざまな災害も含めて政府の危機管理対策をいかにするか、こういう議論がたくさん出たわけでありまして、そういう意味で、私は、この内閣危機管理監という制度を新しく設けられて、さまざまな形での連絡調整、こういうことをすることは非常にいいことだというふうに積極的に評価をしておりますが、いかんせんスタッフが三個班で十一人、予算で五千万、この二十四時間体制というのが本場にこういうことでとれるのだろうか、こんな危機をしておりますので、これはむしろ積極的に人員、予算の上でももっと広げなくてはいいけない、あるいはもっと充実させなくてはいいけない。何でこの程度だという逆の意味での、危機というよりか、困るというような思いを私は持っておりますが、総理が考えられる内閣危機管理監というこの制度は、この基本法案の中で出された中身で本場に満足されておられるのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 私、就任いたしました時点から今日までを振り返りまして、内閣情報集約センター一つを見ましても、随分整備をしてくれたな、機材あるいは人員配置にしても厚くなったな、それは率直に関係者が苦勞してくれたことに感謝をしておりますけれども、満足をしているか

と言われますなら、まだそこまで満足と言いつた状況にないことは事実です。

そして、危機管理監が今回国会のお許しをいただきまして四月一日から就任をいたしました。具體的に、緊急の事態が発生した場合、内閣として必要な措置に第一義的な判断を下し、初動措置について関係官庁と迅速に総合調整を行う、こうした姿であります。そして、この危機管理監を補佐するために、内閣安全保障室を安全保障・危機管理室に改組し、同時に、情報集約センターにおいては二十四時間体制の情報集約及び連絡に当たる、そして初動体制に依じて行動する計画を組んだ。こうした意味では確かに充実をいたしました。

しかし、一番問題であり、各省庁に対して危機管理監が就任をいたしました時点で改めて私から指示を出したことは、それは、情報が仮に必ずしも十分危機であるということと判定するに至らないものでありまして、関連のありそうな情報には必ず危機管理監のところに届けられる、そういう習慣がついていかなかったら何にもならないわけですね。そして、そういう情報が確実に、さまざまな分野のものが届けられることによって危機管理監は総合的な判断も下されます、その中の一つに對し敏感な反応で予防措置をとることもできます。ですから、そういう意味では、情報集約の体制というものはまだまだ実は整備を必要といたします。

そして、そういう意味では、センターに対する当面体制等も今御指摘がございました。これでも六人、今回危機管理担当を増員をいたしましたわけですから、それでも十分だなどと到底言える状況ではありません。今後、危機管理監と相談をしながら、よりこれを積極的に動き得る体制に整備するよう全力を挙げていきますので、ぜひ、助言等がありましたら、これは本場にいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

わずか十一人、予算で五千万のスタート、まあスタートは小さくてもいいという考え方もありますが、これはもう少しぜひ、どのような機能を持たせるかということも含めて、しっかり国会の議論の中に入れていただきたいというふうに御要望を申し上げます。

それから、時間は余りありませんが、小里長官、きのうから一〇％論議というのが出ておりますが、一〇％以上ということを確認されておられますが、実は、毎年二％自然減になっております。国家公務員、今、約百十四万です。毎年二％ずつ退職される方がおられますので、先ほど田中議員も言われましたけれども、五年で実は十万人ぐらゐ退職されるわけなんです。

このことも考えて、まだこれから設置法の中でさまざまな人数を決めていくというふうなことで、一〇％以上ということですが、これは五年でも自然退職者で約十万人減るということでありまして、約です、約です、そのことを考えれば、国家公務員の削減計画というふうなことをいふ場合、十年でという話をすれば、二〇以上ぐらゐでなければ削減したというふうな話になりません。そのことを私は申し上げたいというふうに思います。

例えば、P H P研究所の「日本再編計画」というのを眺みになったことがあるかと思えます。こちらの数字は若干古くて百十六万人でございしますが、四五％削減計画というのが出ております、その内訳は、郵政事業の民営化二十五万人、国立大学、国立病院の民営化で約十三万七千人、一般公務員で約十万人、合計五十二万人の削減計画を組上のでございまして、むしろ、こういう中身こそが国民から見てもスリムでなおかつ明快な削減計画ではなからうかというふうに私は思っておりますが、今回の基本法はその点についてよく見えます。

改めて、もうあと一分ぐらゐでございますが、長官からの御見解を聞きたいと思えます。

○小里国務大臣 大変貴重な御提言でございます。

す。また、先生も御承知のとおり、削減数と純減数はおのずから中身が違っておりますことも御承知のとおりでございます。

殊に、私が昨日申し上げております純減と、いうのは、削減という概念から見ますと、今激励を賜りましたように、より前向きな、旺盛な一つの数値、概念を持った気持ちで申し上げておりますことも御理解をいただきたいと思います。それから歴年の定員の定数を削減してまいっておりますこと自体も大いに努力をいたしておりますし、この平成十年度におきまして、言うなればそれは破格の数値が出たという評価をいただいたぐらゐ、三千七百というものを出した経緯もございします。

そのことはまた別に、今次のもろもろの中央省庁改革によって一段と、きのうも総理の方から申し上げましたように、際立った削減計画、いわゆる純減計画というものを立てなければならぬ、それは一〇％ではなくて一〇％以上でありますというところであります。

それからもう一つは、公社及び独立行政法人等によって別途に国の行政機関から外に引き出していく分もありますというのを御理解をいただきたいと思います。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

○高島委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

午後三時十一分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大口善徳君。

○大口委員 平和・改革の大口でございます。行革の議論、実は、自民党が野党時代、総理が「政権奪回論」という御本を書かれております。早速、私、当時与党でありましたが、この本を読んどきます。この中から一つお伺いをさせていただきます。

総理は、この二百四十七ページにおきまして、この減税措置は一度限りなどという限定されたものではなくて、ある程度長いスパンを考慮したものであることが必要なのだ。これは、「所得税減税に話を戻そう。」というところですね。

内需中心の経済の拡大を目指す以上、国民の消費が伸びていかなければならない。個人消費を伸ばす手段として、所得税減税は必要だと思ふが、それが一年限りの時限立法では困るのだ。

そうすると、当然のことながら、その財源を間接税の中でどれだけ賄っていかなくてはならないか、という議論になる。しかし、この議論を進めるときに、連立与党が欠落させているのは行政経費の節減という視点だ。増税を考へるときには、まず、国が使っているお金に無駄遣いはないか、余計な所で使っていないかということの見直しを、国民に増税をお願いする前に、なによりも先行させなくてはならない。そして、

国の経費の節減に向けての努力——これは行政改革そのものののだが——に対する声が、政府からはほとんど出てきていないのは、非常に残念なことだ。

こういうことで、行政改革、その前の減税のいろいろな議論がございました。

これに対する御感想と、そして行革と行政経費の削減についてお伺いしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 まず、私の本をお買いいただきましてありがとうございます。そして、目を通していただいたことにもお礼を申し上げます。

そして、まさに私はそう考えてまいりましたし、この自民、社民、スタート時は社会でありました、社民、さきがけの連立政権は、所得税減税等を先行させ、その上で消費税率を二%引き上げさせていただき、地方財源とともにその間の減税先行分の、ほぼそれに見合う形の消費税率の引き上げをさせていただきました。

そして、まさに行政改革というものを今進めていくための御協力を国会においていただきたために、この基本法の審議をお願い申し上げております。

これは、ただ単にこの基本法のみではありません。公務員の総定数削減といった努力についても、これは総務庁長官などなたにお聞きいただくか、それぞれお聞きいただければわかることであるが、純減を立てていく努力をまいりました。

そして、今、肥大化、硬直化という批判を浴びております現在の行政システムから、簡素にして効率性、そして、より総合性、機動性、透明性を有する政府を実現しようとし、そのためにスリム化を行う努力を、その基本法の御審議を通じてお願いをいたしております。

そして、その土台となる地方分権の推進について、あるいは規制緩和の進捗状況、さらに本年四月一日から新たにスタートをいたします規制緩和推進三カ年計画についても、既に御説明を申し上げてまいりましたところでありまして、こうした考え方は従来から変わっておりません。

○大口委員 明日、財政改革会議がある、そしてその中でいろいろと方針が決められると思うわけでございますが、今回の行革でどれだけ行政経費の削減ができるか、これがやはり将来の税負担に直結してくるわけでございますから、昨日からいろいろ、行政経費の削減については数値目標は出せない、こういうことでございまして、これは、数値目標を出すように、しっかりと検討して計算をしていただく、国民に、これだけ経費が削減できるんだ、これだけ努力いたしましたということを示していただきたい、こう思うわけですが、いかがでございますか。

○橋本内閣総理大臣 昨日来御答弁を申し上げておりますように、この基本法を成立させていただき、例えば独立行政法人という仕組みをつくることを認めていただけるか、あるいは郵政事業を、事業庁から、その後における公社化に向けて歩み

をとらせていただけるか、こうした点によって、例えば人件費一つをとってみても大きく数字は動きます。

そして、行政改革による節減効果、定量的に計算することは非常に困難でありますけれども、例えば定員の縮減をどれぐらいすることによって人件費でどういう数字が出てくるかというのは、これは試算の不可能な数字ではありません。

しかし、その土台になりますのは、まさに、現在国の業務としておりますものの中から、例えば郵政事業については、事業庁の期間を経過し公社化という方向、これをお認めいただけるのかどうか、これによりまして三十万人余りの人件費が変動いたします。あるいは独立行政法人という考え方を認めをいただいた上で、これは当然ながら、そこに働いておられる方々の意見も聞きつつ変化をさせていただくことですが、今、国の業務として固定して国家公務員をもつて行っているものが独立行政法人化をすれば、それだけ総定員の発射台自体が変わります。そして、そこから二〇%以上の縮減を図っていくということでありまして、そうした計算は不可能ではございません。

そのベースがこの基本法を成立させていただくことで方向づけができていくわけでありまして、ぜひともそうした計算が、仮置きであってもできますように、基本法の速やかな成立を心からお願いを申し上げます。

○大口委員 今計算が可能だ、こういう御答弁でございました。でしたら、今計算が可能と申すのであれば直ちに出示していただきたいと思っております。

○橋本内閣総理大臣 例えば、この法律案を通過させていただいた後、郵政事業が事業庁という形態を得て、公社化するかどうか、これは、この法案を通していただかなければ、現在の仕組みではこれは動きません。独立行政法人という新たな仕組みをお認めいただくことによって、現在国の業務としておりますものの中からどれだけが独立行

政法人になるか、これは、これからこの法律案を通過させていただいてから進めていくことでありますから、そうした条件を満たしていただく以上で、例えば独立行政法人にどれだけ今国の業務としておりますものが移るか、そうしたことを確定してからであれば、そうした人件費のみの積算は可能だと申し上げております。その申し上げました点、よく御理解をちょうだいしたいと思います。

○大口委員 この問題をやっていても時間がかかりますが、ただ、これは法案がもし仮に成立しちゃう場合、じゃ、いつごろまでに出せるんですか、政府として。これは総理にお願いします。総理に。

○橋本内閣総理大臣 ですから、法律案を通過、成立をさせていただきまして、直ちにこの法律の趣旨に基づきまして本部をつくります。

今例示で、郵政事業については、事業庁を経過して公社化すると申し上げました。独立行政法人という仕組みをお認めいただきました段階で、現在国の抱えている業務のうち、いずれと見れば独立行政法人にふさわしいか、これは当然ながら十分相談をして整理していくことでありますので、そうした時間が例えば半年かかるのか一年かかるのか、今私もちょっとそこまでの見通しを持ち切れておりませんが、独立行政法人を選択される、そうした仕事というものが確定できれば、ある程度の試算は可能だろうと先ほども申し上げております。

○大口委員 また、この本を見ますと、「第三次行政改革審議会行革審の最終答申に、私が猛烈なアレルギーを起す問題点として出してきたのだった。」というところで、第三次行革審に対して非常に猛烈なアレルギーを感じておられたと。そしてその中で、これは百七十九ページですが、「私の性格上、こうした諷刺をばつと伝えたものだから、実はこの行革審の関係者から、私は非常に評判が悪く、相当悪口をいわれている」とも聞いている。私も悪口は知っております。

「事実、それほどまでに意見は違っていた。」
 こういふことで、「人口構造の変化に対応した行政のしくみについての議論」という視点が無い。こういうふうな議論は述べられております。この人口構造の変化に対応した行政の仕組みという議論がないということ。

それからさらに、総理は、「文化省創設への提言」という中で、「第三次行政改革の答申では、中央省庁を大きく六つに束ねるという案が出て

いる。私は、これは逆だと思ふ。各省庁が持っている個々の具体的な機能や現実の運営というものを十分分析してもらえれば、単に「行政省庁は統廃合すべき」という「べき論」だけの議論にはならなかったはずだ。

例えば、「文化行政」に関する私の改革案では、むしろ、現在の文部省という役所が持っている「教育・研究」と「文化」という二つの機能を、分割・独立させてしまいたいと思つてい

る。日本の文化行政は、文部省の中にある文化庁が担っている。しかし、私は文部省の中に文化庁を設置したことが、今になって裏目に出てい

るような気がしてならない。文化庁の幹部職員は常に文部本省に帰ることだけを考え、逆に文化庁の専門官たちにすれば、彼らにとつて「素人」ともいえるそれらの幹部が、いわば頭の上を通り過ぎていくわけだから、自分の権限、見識、専門分野というものについて、ほかの人の介入を許さなくなつてしま

う。

それから、滅びつつある文化を守つていくだけでなく、広く国民に自国の文化を知ってもらい、日本固有の文化に誇りを持ってもらいたい。そして、国際的な文化交流を通じて世界中に日本の文化を紹介したい。このように、「守る」だけではなく「広める」という意味においても、独立した文化省の存在がぜひとも必要なのである。そして、「行革審」に無視された文化省構想。こ

うことであるわけです。

そして、総理はさらに、文化行政は、一日も早く改善しなければなら

いのではないだろうか？

このことは、これからの日本という国が本当に真剣になつて考えなければならぬ問題であり、積極的に取り組むべきテーマの一つであると思つている。そして、私はこの構想を、自民党が打ち出していく文化政策の大きな柱に発展させていきたいと思つている。

簡潔、そして効率、透明というだけの行政ではなく、やはり日本の国、いわば文化の薫る、そういう国家像というものを目指していくという点におきましては、私は、この総理の構想というのが非常にいいと思つています。しかしながら、今回、こういう総理の個性というのが、あれだけ第三次行革審についてアレルギーを起された総理が、このあたり一体どうなつてくるのか。

そしてさらに、もう一点、

私は環境庁を省にする必要があるとは思わな

い。なんといつても首相の直轄下にある環境行政、首相の直轄下にある今の庁というしくみは変えるべきではない。つまり、首相の直轄の下で、環境庁はさらに広い影響力を行使すべきなの

だ。こういうことで、あと公正取引委員会、これも人事院と比較されている。人事院と同じぐらいにすべきじゃないか、こういう提案もなされているわけですね。

そういう点で、どうも総理のその思いというものが今のこの行革にどう反映されているのか、さっぱりわからないと思つています。

○橋本内閣総理大臣、大変たくさんのお話をよく目を通していただいた上でお話をいただきましたので、多少時間をいただいております。ことをお許しただきたいと思つています。

私は、第三次行政改革は、平成二十年十月の発足以降、国際化対応でありますとか国民生活重視の行政改革、あるいは行政の公正、透明化の改革、あ

るいは政府部門の果たすべき役割の再検討、いろいろな課題で鋭意審議をしておられたことを存じ上げております。私個人の立場になりますと、大蔵大臣のときに証券不祥事が起きたとき、今日の証券取引等監視委員会の設置に至るそのスタートの御議論をいただきましたこと、あるいは行政手続法制定のきっかけとなりました提言を取りまとめられたことは、私は特筆すべき成果だと思つて、これは素直に評価をしております。

ただ、最終答申の中で省庁の大きくくり化というものを、基本的な方向は今私どもが御議論を願おうとしているものと軌を一にしておりますけれども、べき論から御議論がスタートをした、統合すべきという、べき論からスタートをしたという点について、確かに私は違和感を持っております。そして、そういう意思を私は関係者に申し上げたことも事実でありまして、この意見はついに残念ながらすり合つ折のないままに過ぎたことは事実であります。

それから次に、確かに、私は、九四年当時の野党の立場にありましたとき、今と同様の問題意識から、自分なりの考えを、これは間違ひなしに個人の考えとして率直に書物にいたしました。そして今、閣僚としての立場で、あるいは総理としての立場で、さまざまな経験を重ね合わせていく中におきまして、率直に申し上げて、全くこれまでと認識を異にした部分も少なからずございま

す。さらに、行政改革会議は私自身が発足をさせ、その中ですべての方々から御議論をいただく中に、私自身も自分の考えに固執するのではなく、白地から議論をさせていただきました。そうしたことを考えていただくと、九四年当時と今日との間に当然ながら相違点がある、私はそれを決して否定をいたしません。

その上で、その思いが、ではどう現実生きていくのかというところでありますが、まさに私が文化省という議論を提起したのは、文化交流というものと国内における文化庁の業務が必ずしも整合性を持たず乖離している状況の中で、むしろ

一体化をしていかなければならないのではないかと

という確かに問題意識を持っております。

その思いは、昨年一月、ASEAN諸国に提起をいたしました。ASEANと日本と、それぞれの国が持つ固有の文化、伝統というものを踏まえながら、そのそれぞれの国々の文化、伝統を保持しつつ、その上で新たなものを生んでいくこととする日本・ASEAN文化ミッションという形に結実をいたし、先日、総括のための会合が東京で開かれ、ASEAN各国も非常に積極的にこの問題に取り組んでいただいております。近く総括報告書がまとめられようとしております。その間におきまして、外務省と文部省、文化庁との間の協調関係が非常にスムーズに動いていることを、私は現実の問題として喜んでおります。

また私は、環境庁というものが、むしろ総理直轄という形のもので現業を持たない方がいいと確かにその当時思つておりました。しかし、例えば昨年COP3がありました。あるいは今廃棄物行政というものが大きな課題になっております。そして、現業を持ちしかりしたものをつくるのであるならば、環境省という姿にきちんと位置づける方がいい。

これは、確かに私は、その当時環境庁創設に携わった者の一人として、総理直轄というものの

中で、要するにチェック機能を中心とした環境庁というものを考えておりましたが、今大きく変わつておることは御指摘のとおりであります。

○大口委員、私も、環境庁については省に、環境省にした方がいい、こう思つておるわけでございますけれども、四年前とかなり違つたというこ

は言えると思つています。次に、ちよつと山一の問題についてお伺いをいたします。山一証券の社内調査委員会というのが、これが昨年の十二月の下旬からことしの三月にかけて社内調査をしております。そして、その中に、この委員長の常務を初め、弁護士二人が社外委員としてここに加わつております。そして丹念な調査が

なされております。これにつきまして、長野証券局長にこの事実関係についてお伺いします。

この問題は大きな問題でございます。あの山一の野沢社長、あの方が何回もテレビに出られましたね、そして泣かれました。あれが日本人の心の中に非常に浸透しておりまして、私の父親の会社もそうなるのじゃないか、今のこの不況における影響というのは大きいものがございます。

そういう点で、この山一の問題については、これはさらに究明をしていかなければいけないと思いますが、調査委員会の調査がこの四月に出ております。非常に克明な調査でありますし、当事者のきちっとしたその当時のメモに基づいて再現しておりますので、お伺いしたいと思います。

まず、昨年の十一月十四日でございますが、午後六時、野沢社長と藤橋常務が大蔵省を訪問、長野証券局長に対し、野沢社長が、約二千六百億円の含み損がある、再建策等を口頭で伝えた。また、会社再建策に対する富士銀行の回答、資金繰りが窮していることも伝えた。長野証券局長は、もつと早く来ると思っていました。話はよくわかりました。三洋証券とは違いますのでバックアップしました。こう述べております。これについて、事実はどうでしょうか。

○長野政府委員 お答え申し上げます。

十一月十四日夕刻六時ごろ、野沢社長と藤橋常務がお見えになったことは事実でございます。そしてその段階で、会社再建策に対する富士銀行の対応と資金繰りが窮しているというお話がございました。

この週は一週間、もう週初以来、いろいろと山一証券が今どういう状況にあるのかということが大話題になっておりましたし、私も、山一が最近いろいろなことを対応しているようだけれども何か情報が入っていますかというのを週初来ずつと取材を受けておりましたものですから、野沢社長には、もつと早く来ると思っておりましたというのを申し上げました。

それで、資金繰りの話を伺い、よくわかりました。

たと。三洋証券の問題でございますが、違います。三洋証券の問題は私にとってはおらないと思っておりますけれども、三洋証券に比べて規模も関係範囲も非常に広いのでマーケットへの影響などございますので、できるだけのお手伝いをいたし申し上げます。

ときに、山一証券がこれほど資金繰りにお困りになっておる事態については、何か抱えておられる御事情があるのではないですかということをお尋ねを申し上げます。これは、率直に申し上げまして、夏場以来、山一証券に飛ばしにかかわるいろいろな問題があるのではないかと報道等があったことが念頭にあったことは事実でございます。

そういういたしますと、野沢社長の方から、そういった問題が実はというふうなお話がございます。今ここで詳しく伺いできますかと申し上げます。もししたら、当時の担当者がやめたりしておるのでよくわからないんだが、こういうふうなお話でございまして、よくわかる人、御担当から担当のレベルに、この週末を使ってでもその内容を報告していただかせませんかということをお願いいたしました。

したがって、ニュアンスの問題になりますけれども、率直に申し上げますと、ここで含み損がある御報告があつて、ついでに富士銀行の回答というふうな書いてございすけれども、お話の順番は逆であつたように私は思っております。

○大口委員 そして十一月十九日に、ここでまた、十一時三十分には野沢社長と藤橋常務が証券局長を訪問。そこで長野証券局長は、感情を交えずに淡々と言います。検討した結果、自主廃業を選択していただきたい、社長に決断していただきたい、金融機関としてこんな信用のない会社には免許を与えることはできない、行平さんはどう考えていたか伺いたいぐらいたと言つて、こういう形で述べた。こういうことで、自主廃業ということを選挙していただきたい、こういうふうにおっしゃっているわけですね。

これについて、事実はどうなのか、そしてその根拠、それをお話してください。

○長野政府委員 お答え申し上げます。

この週の初め、十七日以来、いろいろと会社の実情、簿外損失の問題もございすけれども、資金繰りの状況、あるいは関係方面への支援要請の状況といったものを伺いながら検討いたしておりましたけれども、金額が二千六百億に及ぶという巨額な損を直ちに処理しなければいけないという状況でございました。しかし、そのこと自体が山一証券によつてはまだ発表もされてない。したがって、支援を求めるとかあるいはそのほかの手段を講ずるといっても、まずその前提として関係方面にこの含み損の話を御発表なさらないではいけません。その御発表をなさらないで、さつた段階でマーケット、取引関係者のものもろの反応が予想されますが、それに対応していくだけの資金繰り等の準備もないという状況でございました。

もちろん、その段階でどなたか資本の支援をするとかいうお話がこの状況でまともなれば、それは結構でございますけれども、しかしそれは可能性として非常に低い。片や、ほかの選択肢として、これは会社更生法という問題がございましたけれども、これはある申し上げませんが、いろいろな条件がございまして、裁判所においてこれが受け入れられる見込みが立たないということでございます。もう他に選択の余地がございせんので、自主廃業の準備ということをお願い申し上げます。

○大口委員 そして、飛ばしのディスクロージャーについてはタイムリミットが近づいていて、十一月の二十六日が限界と考える、そういうことで、大蔵省は独自に簿外債務について十一月二十六日に発表する、こういうふうな伝えたと言われている。そしてまた、本件は大蔵大臣の耳にも入れた、こういうふうな言っておりますが、この点はどうでしょうか。

○長野政府委員 これだけの巨額の簿外債務でございすから、当然、証取法上のタイムリーディスクロージャーという重大な問題がございす。その点につきまして、もちろん、何らの対応もせずただそのことだけを発表して、マーケットを混乱させるというだけでよいという議論はいろいろいたしたけれども、それにいたしまして、ほかの事情によつていつまでもこれを隠し続けるということが許されるものではない。

この週は、もう既に山一の株が大きく変動して大商いになっておりましたので、日々、このタイムリーディスクロージャーのおくれに対して後々批判なり訴訟なりが起る可能性を秘めておりましたので、私も、十一月二十六日、一週間以内には発表しなくちゃいけないだろうという気持ちで、タイムリーディスクロージャーにつきまして、大蔵省が独自に発表するというのは、私はこの段階では全く考えておりませんし、言ったこともございせん。

ディスクロージャーは、あくまで私どもが受け取ります有価証券報告書あるいはその訂正において企業が行われるものでございすから、結果といたしまして、諸般の成り行きで、十一月二十二日に私がこの簿外債務につきまして記者会見で話さざるを得ない成り行きになりましたけれども、この時点では、あくまでディスクロージャーというのは会社が行われるものということでございすから、会社にタイムリーディスクロージャーを早目にやつていただきたいということを申し上げます。

そして、この間の動きにつきましては大臣にも御報告をしておるといったような点の記述は事実でございます。

○大口委員 大蔵大臣にはいつ御報告されましたか。証券局長、大蔵大臣にはいつ。

○長野政府委員 大蔵大臣には、十七日に実は私の手元に二千六百億の簿外債務があるという報告が上がつてまいりましたので、簡潔にこの十七日に御報告をした後、十八日にさらに詳しい御報告

をいたしました。
○大口委員 それで、十一月二十日の午前十時四十五分、三宅井護士それから相沢井護士、野沢社長、藤橋常務が、長野証券局長、大蔵省を訪ねた。そこで、「出席者のメモによる」ということで応答が行われた。

その中で、長野証券局長は、昨日、自分と野沢社長が会って話したことが代議士周辺から漏れている、山一から漏れたとしか考えられない、二十六日まで待てない、二十四日には大蔵省が発表するので準備をしてくれ、そうしないと山一の株を買った投資家から損害賠償を起こされますよ、顧客の資産の払い戻し資金については大蔵省主導で特別の金融措置をとるつもりである、これらのことは内閣の判断です。こういうことを述べている。

そしてまた、破産の場合は顧客資産の保全措置がとれない、二十四日には大蔵省として飛ばしを発表し、業務停止する予定である。こういうふうに通告しておるわけですが、これは事実でしょうか。どうですか。

○長野政府委員 お答えを申し上げます。

大要このようなりとりをいたしておりましたけれども、幾つか補足すべき点があるかと存じます。

それをお許しただければ、先ほど申しましたように、大蔵省が有価証券報告書の訂正を発表するということはないわけでありまして、あくまで会社においてその内容を発表され、同時に営業のあり方について会社の方針を発表していただくというのをお願いしておいた次第であります。

二十六日まで待てないとの段階で申し上げましたのは、この日あたりにはもう大変に株式市場で、その何割かが山一証券の株というふうな大商いになっておりましたから、野沢社長には、きょう株を売り買ひしておられる方は、きょう現在タイムリーデイスクロージャーが行われていないというのを後々問題にされる可能性を日々秘めておりますよ、したがって、問題は旧経営陣の責任

問題だけではなく、現経営陣が責任をしようなければいけない段階に入ってきておるのでありますよ、その意味で、現経営陣とすべきとした対応を早くなさっていただく必要があるでしょうというのを申し上げておりました。

それから、内閣の判断ですということにつきまして、ちよつと私の言葉が圧縮されて書かれておりますので、御理解に苦しい点があるかもしれませんけれども、私は、そのやりとりの中で、この問題は「証券会社の問題ではなくて、もう当時、ヨーロッパも含め世界の金融市場に甚大な影響を及ぼす大きな問題であり、そういうことをどうやって未然に防ぎつつ対応を考えていくかという大きな問題でございますよ、その意味では、一証券局長が独自の判断で申し上げているのではなく、そういう世界金融不安をどうやって防ぐかという、大蔵省全体あるいは政府全体の問題にもかかわってきている問題と認識してありますし、そのような観点から、大臣や総理にも御報告しながら、私はあなたにこのようなお話を申し上げておりますというのを申し上げておいたわけでございます。

○大口委員 内閣の判断という言葉は使われたのか。それから、今、総理や蔵相に相談し、指示を受けたということですが、いつそういう指示を受けることになったのですか。

○長野政府委員 これは内閣の判断ですという言葉は、ちよつと表現が私は適切でないと、不正確であると思っております。これは申し上げましたのは……（大口委員）いや、言ったかどうかです（と呼ぶ）ここに書いてあることについてのこれはではなくて、この問題は、ハンドリングを間違える日本のマーケットだけでなく世界じゅうのマーケットに影響する、そういう大きな問題です、そういう問題として、大蔵省だけでなく、政府、内閣といったもので関係のある問題でございます。一証券局の問題にとどまりませんというのを申し上げておいたわけで、具体的にはその前段に書いてあります対処策を、ここは要

約してありますけれども、直前に書いてあることをこれはと言ったつもりではございません。ここは間に長いセンテンスが入っているものでございす。

そして、そのような、後々総理が日本発の金融恐慌を起こさないというお言葉をお使いになられたけれども、まさにそのときには私も御指示を仰ぎながら判断いたしておりましたのは、とにもかくにも日本の金融システムあるいは世界の金融秩序に混乱を起こさないような対応策をとめる必要があるというところのお考えにつきまして御指示をちょうだいしながら策を練っておったということでございます。

いるわけでございますけれども、木曜日ですからね、二十日でございますから、この週、月から木まであるわけですね。その間、何回もそういう報告をしていくということだったんですが、このことと総理のコメントはどうなんですか。

○橋本内閣総理大臣 そのときのコメントと言われますが、質問がどうだったかという点についてお尋ねが本当なところだと思っております。そして、証券局長から、今、御質問を伺いながら日取りを思い出そうとしていたんですが、日時は私は正確に記憶をいたしません、しかし、山一に非常に大きな借入金がある、そしてこの処理を過つと非常に大きな問題を起こすという報告は確かに私は受けました。そして、そういう問題が対応策なしに仮に市場での混乱等を招く原因になることを何とかして避けたい、だから、私はこれに對しては、その話を聞いたということを黙っているから、どういふ対応になるか、そしていつごろになるか、そういうことについては連絡をしてもいいというところで、秘書官を経由いたしました。その後、報告は受けておりました。

そして、私の記憶に多分間違いはないと思えますけれども、証券局長から報告を受け、あるいは事態の推移としての中で想定をされておりましたよりも早い時期に、この問題は報道機関の知るところになったと記憶をいたします。そして、たしか記者会見を行って出てまいりましたときに、山一が自主廃業を決めたことについてどう思われますか、これを知っていますかという種類の質問がありまして、私は、その時点において自主廃業を山一が発表したとは聞いておりませんでしたから、聞いていないという答えをいたしました。

○大口委員 ちよつとそこがおかしいですね。だって、十一月の二十日に、もう局長はその前、十九日に自主廃業ということをやっているわけですね。二十日も、これは内閣の判断だという意味のことを、そういうふうな受け取れることを言っているわけですね。ですから、総理もその自主廃業ということについてある程度示唆されたのじやない

いか、局長がこういうことを言うことについて了解を与えたのじやないですか。どうでしょう。

○橋本内閣総理大臣 ちよつと伺いたいのですが、局長が自主廃業を何か発表したのですか。私は、今申し上げましたように、たしか記者会見を終わって外に出ました瞬間に、山一が自主廃業を決めたことについてどう思うという質問を受けてから、自主廃業を決めたという報告は受けていない、確かにその時点で受けてないのですから、そう答えたということです。

○大口委員 じゃ、局長がこういう対応をするということは、報告を受けていなかったか。

○橋本内閣総理大臣 先ほど証券局長からきちんと御説明をしておりましたけれども、これだけ大きな簿外債務の存在というものは、これは幾つかの、例えば先ほどから会社更生法、いろいろな例示を挙げながら、こういう方向しかないと思われろという判断を局長はその当時会社に伝えたという趣旨の発言をしたと私は思います。

今まさに巨額の簿外債務があり、こういう状況であり、恐らく自主廃業以外の道はないと思ひますけれども、それが市場に与える影響を最小限に食い止めるために全力を尽くしますというところであります。私も、そういう努力をしてほしいというのを申し上げておいたということです。

○大口委員 大体その経過については伺ったわけでごさいますけれども、じゃ、そうしますと、こういう大きな判断について、総理が情報を得るだけ早く入手して、そして危機に対応していく、こういう体制が本当にあったのか。まさしく局長の報告どおりの方にしていたのか。これは一万人近い従業員にかかわることだし、非常に金融における影響力が大きいわけですね。そこら辺はどうだったのでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 私は、局長が事態を把握し、そしてその山一証券からの報告を受け、幾つかの選択肢について局長としての考え方を整理しておるものに対して、それを改めて検討する、ほ

かの人を呼んで話を広げるといふようなことは、より市場に大きな影響を与える行動になりかねなかったと思います。であればこそ局長も、私に最初、これは本当に大きな話ですから報告をじかにいたしましたけれども、その後の連絡というものは、直接に来るといふ手法をとらなかった、とらずに連絡をとろうと心がけたのだと思っております。

今議員の御質問のような動きをもし私がし、それが市場に対応策も準備できないうちに出た場合の混乱をお考えください。むしろその対応をゆだねられ、情報を一元化し、努力をすべき者は、どういふ場合であれ、私は一人に集約すべきだと思います。

○大口委員 次に、内閣の危機管理についてお伺いをしたいと思います。

この行革会議でも、内閣の危機管理の問題は非常に大きく議論をされました。そしてその中で、憲法の解釈、ロッキード事件の判決、そういうこととからいって、内閣総理大臣は、閣議の決定した方針に基づいて、内閣を代表し、行政各部を指揮監督する、こういうことで、閣議の決定というものが必要になる。そしてまた、閣議の決定がない場合は指示権ということ、そういう政策の方向性について指示することができ、こういうふうなの

が今の憲法の解釈である。そういう中で、あの阪神・淡路大震災のようなことがあり、危機的な状況が起きてくる。災害、事故、事件等の突発的な事態に際しては、いゆる危機管理機能の強化、これが議論になって、そして意見集約として、今回、四月の十日でございまして、「重大テロ事件等発生時の政府の初動措置について」ということで閣議決定が行われたわけでありまして、これは内閣の方針というものが決まりました。この閣議決定、重大なテロ事件、これにつきましては、これは内閣の方針ということについては、こういう事態が発生した場合は、総理みずから行政各部に指揮監督できる、こうなったわけでありまして、

しかしながら、この危機というのは、テロ事件には限りません。そのほか、災害あるいは事故等がございまして、災害対策基本法の中においても、非常災害が発生した場合、あるいは著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合、こういう場合、今のところ非常災害の発生の際は、これは、この災害対策基本法の改正に私も参画いたしました。この災害対策基本法によって非常災害対策本部はできる、また、著しく異常かつ激甚な非常災害の場合については、これは閣議の決定を要する、こうなっているわけです。

そういうことで、この非常災害が発生した場合、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、これは閣議を要せずに直ちに行政各部に指揮監督すること、これも場面として必要な場面があるだろうと思ひます。しかしながら、この行政改革会議の意見集約においては、事件だけではなくて災害、事故というものは視野に入っているわけでごさいます。今回閣議決定されたものは重大テロ事件等発生時の政府の初動措置、こういうことだけでございまして、私はむしろ、災害そして事故についても同じような閣議決定をやるべきである、こう思うわけでありまして、いかがでございませうか。

○橋本内閣総理大臣 委員御自身も参加していただき、おまとめをいただきましたことでありまして、から、もうよく御承知のとおりであります。災害対策基本法が、従来から災害に対する政府の対応のあり方というものの枠組みを決めてまいりました。そして、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえました平成七年十二月の改正などによりまして、緊急災害対策本部部長である内閣総理大臣の各省大臣などに対する指揮権の追加等がなされるなど、災害発生時の迅速かつ総合的な対応が可能になるように措置をされました。そして、これらの措置によりまして、災害に対して内閣総理大臣がその指導力を十分発揮できる体制というものは体制的に整備をされたと考えております。

なお、重大テロ事件などにつきましては、こう

した手当てがなされていなかったことから、今回の閣議決定によりまして措置することとしたしました。

今、危機管理監の設置をお認めいただき、初動体制におきましても、情報収集の段階から誤りなきを期すために努力をいたしており、いわゆる緊急時というものに対して内閣の対応が万全であるように、これから一層の努力をしてまいりたい、そのように考えております。

○大口委員 ただ、私の質問に答えていただいていないと思うのです。というのは、テロ事件の場合、発生した段階で、場合によって総理が行政各部に指揮監督できるわけですよ。ところが、災害の場合は指揮監督ができないのです。これは内閣法六条なんです。ですから、そこを言っているのです。

そういう災害、事故が発生した場合に、総理がこれは直ちに行政各部に指揮命令しなければいけない、こういう場合も想定すべきである、それが危機管理だろう。そういうことで、私は、このテロ事件と同じようなこういう閣議決定をすべきではないか、こういうふうな言っているわけであり

災害対策基本法における緊急災害対策本部というのはいくまで指示権だけであって、指揮、監督、命令はできないわけです。そこら辺についてどうお考えですか。

○橋本内閣総理大臣 私は、災害という事項の性格からいいますと、何よりももう委員自身より御承知であります。閣議を経ることなしに非常災害対策本部を設置することができるといふことになり、同時に各省大臣などに対する指示権の追加というものは大変大きいと存じます。

私は、就任いたしましたから、トンネル崩壊とか幾つか人命に係る事故があり、その都度関係者に大変な努力をいただきました。幸いに、まさに指示権の範囲でこれらに対応してまいりました。そして、やはり災害現場というものを考えますときに、指示でむしろとめ、指揮は、その

災害の態様によつて、とるべき指揮は責任者が全権を持つ方がよいという実感を持っております。

○大口委員 総理がそういう判断をされるということであれば、それはいたし方ないわけでございますが、しかしながら、やはりこういう閣議決定をして、総理が例えばテレビでばつと画面を見た、これはすぐに行政各部に指揮命令をしなければいけないという場面が必ずあると私は思うのです。そのための道具立てをきちつと用意をすべきである、こういうふうに考えます。

次に、天下りの問題に移らせていただきます。思います。

この天下りの問題で私が問題にしているのは、財団法人厚生共済会、こういうのがござります。これは昭和三十五年七月十一日に設立をされております。そして厚生省の、天下りといつても極端にひどい天下りの状況でござります。

これを調べてみますと、現在の理事長は厚生省の援護局長である。二十五人の理事のうち二十三名が厚生省出身、国立病院出身。そして監事は二名、これは国立病院の出身である。こういうことであるわけです。

そして、この業務の内容はといいますと、これは公益法人であるわけですが、大体国立病院・国立療養所を相手にやっている、こういう状況でござります。

そして収益事業は、物品の販売、あつせん事業というところで、医療機械の販売等もしております。また保守管理事業、あるいは売店、食堂、喫茶店、コインランドリー、それから駐車場等の整理業務もやっている、こういうことでござります。

そして、この売り上げが平成八年度百六十二億円。公益法人ですが百六十二億円ある。そして公益と収益の割合を見ますと、公益が一で収益が三〇、こういう状況であるわけです。もうまさしく天下り、ほとんど厚生省の役人が天下つたところでございますが、これだけの収益を上げています。これは公益法人とは言えないのではないかと、こう

思うわけでござります。

そういう状況の中で、これは福岡市の国立病院九州医療センターでござりますが、こゝこの厚生共済会の支部が入っております。そして、六千五百平米の広さ、四百四十台の駐車可能なところを、無償で駐車場を借りている。そしてまた、テレビも六百台、各部屋に置いている。これは、置き料は取っていないで、カードで利用するわけですが、これも、カードの自動販売機の費用として年間一万五千円だけ払っている。そしてまた、コインランドリーは十四台置いているわけですが、これは場所代を年三十万円払っている。

そういうことで、非常に典型的な、天下り先がまさしく厚生省の権限と一体の状況の中でこういう甘い汁を吸っている。非常にこれは問題だと思ふのです。厚生省も二、三年前からこのことを注意しているわけですが、なかなか言うことを聞かない。やはりこれは、厚生省のOBが、先輩が、局長あたりが理事長をやっていると違ふんだな、なかなか是正ができない、こういう状況であります。

閣議決定の中で今はどうなっているかというところ、公益法人の設立許可及び指導監督基準というのがあつて、その中で、理事の現在の数の三分の一以下にしなければいけない、それから、収益事業と非収益のあれでいきますと、非収益、公益の方が二分の一以上なければいけない。こういうことからいっても、全くこれはとんでもない団体である、こういうふうに見えるわけです。

しかも、今度は給与を見ても、驚くべきことに、役員、理事の給与を調べてみますと、とんでもないことがわかつたわけです。それは、理事長は非常勤なんです。非常勤の理事長が何と年間六百一十五万五千円の報酬をもらっている。それからもう一人の非常勤の人は、これも国立病院の事務部長ですが、千八十二万七千六百円も年収をもらっている。非常勤ですよ。こんなことが許されていいのか、こう思うわけでござりますが、この点について、厚生大臣、ど

うお考えですか。

○小泉国務大臣 このようなことが行われていたというところはまことに遺憾であつて、平成八年九月に閣議決定された公益法人の設立許可及び指導監督基準に適合していない、明らかであります。今の御指摘、よく調べていただきました。今年度中に、事業内容、役員構成等につき、公益法人にふさわしい姿となるように徹底的に指導いたします。

○大口委員 本当にひどい話で、これは本年度中と言わず、本年度というところまで行きますから、本年中ぐらいにきちつとやっていたいただきたいと思ふのですが、いかがですか。よろしく願ひします。

○小泉国務大臣 できるだけ早くやります。

○大口委員 総理にお伺いしようと思つております。お待ちをしております。大変お疲れの御様子でござりますが。

そういう中で、一つは、今回の基本法におきまして、私、ちよつと解せないことがござります。それは、内閣府の総合調整ということの中で、これはきちつと総合調整をすべきだ、こういう分野があるわけでありまして、全く欠落している分野がござります。それはどういふ分野かと申しますと、高齢社会対策、それから交通安全対策、こういうことがこの法案の第十条二項の「内閣府の任務及び機能」に入っていない、こういうことでござります。

御案内のとおり、交通事故につきましては、年間約一万人の方が亡くなっておりまして、昨年、事故発生件数は七十八万件と、五年連続して過去最悪の記録を更新し、九十六万人の方が負傷している。三年連続九十万人台となっている。負傷者の数が戦後最悪の記録である昭和四十五年の数に迫つています。極めて憂慮すべき深刻な事態なわけでございます。だから総理も現職の総理として初めて交通安全運動に参加されて、皆さん喜んでいただ。こういうことで、総理は交通安全には非常に力を入れておられる、私はそう思つていたわけ

でございます。

昭和四十五年に制定された交通安全対策基本法、この中で、国の責務を明確にして、対策会議は、内閣総理大臣を長として関係閣僚で構成されて、極めて重要な位置づけがなされております。十五条で、中央交通安全対策会議というものの会長が内閣総理大臣であり、その委員は関係閣僚である、そしてそれは二十、こういうことなわけでありまして、これをどうして十條の二項から外したのか、私は解せないわけでありまして、そして、国土交通省にその中核としての機能を持たせるといふことでござります。

同じようなことが、高齢社会対策。総理は、人口構造の変化ということを大事にしなければいけない。これも全庁的に、今二十一省庁でこういう対策会議というものを持たれておるわけでありまして、そして、これについてまた、その会議の会長に総理大臣はなつておられる。

そういうことから、この高齢者問題、これは少子・高齢化対策としてもいいでしょう。そういうこととこの交通安全の問題、これは内閣府できちつとやるべきことではないか、こう思うわけでござりますが、いかがでございましょうか。

○橋本内閣総理大臣 基本法案は、お読みをいただきましたとおり、内閣府と内閣府が内閣及び内閣総理大臣の補佐として支援に集中することができまふように、現在、複数の省の調整を要するなどという理由から総理府及び総務府が所掌している事務につきまして、行政目的別に大きく再編をされた新しい省庁体制のもとにおきまして、内閣府あるいは内閣府、総務省の事務に適したものを除きまして、その事務の内容に最も関連の深い新たな省に担わせるという考え方を持っております。

そして、基本法案におきまして、御指摘の、一つは交通安全対策であります。国土交通省が、国土全体の交通というものを主管する立場において、その安全にも中核的な役割を果たしていただきたいと考えております。高齢社会対策、これ

は、少子・高齢社会というものをとらえまして、労働福祉省が、その行政目的の範囲の中におきまして関係府省の間における調整の中核としての機能を果たす、そのように規定をしております。まさに省間調整システムにおける役割であります。もちろん、その上に立ちまして、必要に応じて内閣官房及び内閣府が総合調整を行い得ることを否定は全然されておられません。

こうした調整の具体的な運用というのは今後検討していくこととなりますけれども、私どもはこうしたやり方が、各省間の横断的な、横ぐし横ぐしという言い方でこの議論をしてまいりましたけれども、各省間の横断的な調整機能が強化されて、縦割りの弊害の是正が図られると考えております。

○大口委員 今回の行革は何を目指すのか。やはり国民の生命、生存、安全、これをどう確保していくか、そしてこれからの高齢化にどう対応していくか、その一番心臓部になるのが総理大臣であり、官房であり、そして内閣府なのです。ところが、それがいろいろなうごめきの中で格下げされてしまったというような感覚がしてならないわけでございます。私はそういう点で非常に失望をしております。

○橋本内閣総理大臣 もしそのような誤解をお持ちでありましたら、私はそれは捨てていただきたいと思います。

交通安全行政というのは確かに大切な行政でありますし、そして、交通安全の定着といえますが、交通安全運動というものが定着し、特に今、高齢者の事故がふえておりますだけに、私どもは、これを減らす努力は一生懸命やらなきゃなりません。

そうした中におきまして、実際に道路を持ち、あるいは鉄道を持ち、航空、海運もその中に含めてもいいかもしれません、そして、そのハードとソフト両面を持ってもらう国土交通省がそのコアとしての役割を果たしてくれる。労働福祉省が高齢・少子社会というものの対応に対するコアの役割

を果たしてくる。そうした横断的な、縦割りではない工夫というものを私どもはこの中に新たにしたいのです。

従来、縦割り行政であったがために、総合調整機能というものを、実質的に自分が行政をしてはいない、例えば、道路は建設省にある、鉄道は運輸省にある、自動車は国土にばらばらに動いておりました行政、これを束ねなければならぬからこそ、総理府あるいは総務府に室を設けました。あるいは本部を設けて調整をしてきました。

むしろ、大ぐりにした省庁の中でそれらの行政の中核をなす役所ができるわけですから、その中核をなすコアの部分のところに中心的な役割を果たしてもらい、横断的な調整機能を持つてもらい、その上に内閣府が、官房が、総合調整の機能をその上に持っている。そういう形が私はより現実的に運用できる形だと思っております。

そして、今回の基本法をつくり出すプロセスにおける改革会議の中で、関係者は横ぐしという言葉で、各省を横断し、横にくしを刺したような形で機能を果たしていく、そうした仕組みを議論してまいりました。これは、その一つのケースでございます。

○大口委員 内閣府というのは内閣に置くということでございますから、内閣法の根拠に基づいてはななくて、一段上の官庁である、こう思うわけでございます。もうこのことについてはよく言いませんが、もう一度私は再考をしていただきたいな、こう思っております。最後に、もう一点お伺いしたいのは、設置法行政ということでございます。

これは行革会議でも議論をされたようでございますが、今、日本の官庁は、特徴的なことというのは、各省庁ごとに設置法という法律があつて、個別の法律ですべてを包み込む形で広範かつ抽象的な権限を官庁に与えておる。設置法というのは、本来は役所の内部の領域を

どうするかという問題であつて、国民に対して権限を行使する根拠、裁量また行政指導の根拠ということにはなり得ない、こう思うわけです。ですから、設置法ということを見直していくというところであるならば、私は、任務について書く程度にとどめ、権限については、全部、作用法あるいはそれ以外の個別法で、しかも詳細に書いて、できるだけ裁量行政というものが許されない方向で設置法あるいは個々の権限法について考えるべきである、こう思うわけでありますが、総理の御見解を聞いて、私の質問とさせていただきます。

○橋本内閣総理大臣 例えば、国によりましては全然設置法を持たないで省庁を設置あるいは統廃合している国がございます。慣習法の国、イギリスなどはその典型例かもしれません。新しい役所は設置法がありましても、むしろ伝統的な役所は設置法を持っていない国がイギリスです。そして、私は、議員のような御議論というものもあるいはあるのかと思ひますけれども、今、事前管理型の行政から、ルールを透明化し、明確化した上での事後チェック型の行政に変わろうとしている中において、むしろ、行政機関の行為の範囲の限界というものを明らかにする、そうした観点からも、各省設置法においては、権限を所掌事務と一体的、有機的にとらえて規定していく必要があるんじゃないだろうか。

同時に、行政機関の大変複雑多岐にわたる、また、場合によっては臨機活動の必要とする、そのすべに法律上の根拠を必要とする、それは実際のまにまた適当だろうかとか、さまざまな検討すべき問題点があるのではないかと、そして、むしろ今後さらに十分精査していく必要があるのではないかと、私は、今とつきにそのような感じを持っています。

○大口委員 以上で終わります。

○高島委員長 これにて大口善徳君の質疑は終了いたしました。次に、石垣一夫君の質疑に入ります。

○石垣委員 自由党の石垣一夫でございます。本題に入る前に、自民党の総裁である橋本総理に二、三の点をお聞きしたいと思っておりますけれども、まず政治献金に関する問題であります。

特に自民党は、各企業から多額の政治献金を受けておられます。これは今の政治資金規正法のいわゆる許容範囲でございますから、まあそれはその範囲で結構でございます。

ただ、銀行業界からの政治献金については、予算委員会においても再三取り上げられております。私自身も予算委員会の一般質問でこの問題を取り上げたのでございますけれども、今日まで、その議論の中で総理は一貫して、住専問題以降自粛をしております、このように答弁されておるわけでありまして、では一体、自粛とは何なのか。

このことについては、今日までの銀行業界からの政治献金の推移を見ますと、平成六年、七年、八年にわたって、例えば平成六年度十億一千五百三十八万円、平成七年度九億八千三百七十七万円、平成八年度三億八千九百四十五万円、これは全銀行ではありません。三月の時点で公的資金の援助一兆八千億を受けた二十一行に限る政治献金でありまして、

今日まで議論をされましたのが、この二十一行に対するいわゆる公的資金の導入以前の議論であります。その中で、いわゆる政治資金規正法をクリアしているから大丈夫だ、こういうことで過ごしてきましてけれども、事態は、公的資金導入を受けた時点から百八十度大きく変わった、私は、こういう認識を持つのが当然だと思っておりますけれども、総裁として現在どのようなお考えでございますか。

○橋本内閣総理大臣 何回か本院におきまして、また他の院におきまして、同様の御質問をいただきました。

政治資金規正法におきまして、政治活動に関する寄附、特定の分野を対象とした規制は定められておりません。

自由民主党は、住専問題などによりまして、都銀、地銀などからの献金を自粛してまいりましたが、先般、改めて、金融システムの安定のために公的資金が投入されることにかんがみまして、過去の借入金返済に充当するものを除き、銀行業界からの政治献金を自粛することとしたしております。

○石垣委員 いわゆる過去の借り入れの返還を除くという、これも大きなみそなのであります。そういう区分けをすること自体が、これは自民党の独自の判断であって、国民の立場からいえば、そういう献金をする金があるのなら、銀行はまずみずからの不良資産の償却に充てるべきだ、早く健全な経営に戻すべきだ、これが国民の総意なんです。

だから、よく総理考えてください、総裁考えてください。公的資金の援助は国民の税金なんです。税金を受けて経営の安定化を図っている銀行が政治献金をすること自体がおかしい。私は、恐らく今後銀行業界もその点については考え方を改めてくるだろう、このように考えておりますけれども、今の総理の答弁は、それは別なんだ、こういう逃げ道のルートをあらかじめ設定をしながら、自粛をしている、これでは世の中通りません。

きのう経済同友会は、政治献金を原則廃止ということを決定しておりますね。こういうふうな世の中は変わってきているのです、企業全体が、それはそれとしていいでしょう。

しかし、公的資金の援助を、導入を受けたこの二十一年の銀行からは、少なくとも、政治献金を受けるというこの姿勢、これが一国をリードする政党の総裁としてあるべき姿なのか。正々堂々胸を張って、天下にこのことを公言できるのか。総裁の良心に従って答弁してください。

○橋本内閣総理大臣 先ほどから、ある場合は総理と呼ばれ、ある場合は総裁と呼ばれ、両方にかけてお尋ねをいただきますので、どちらでお答えすべきなのかに大変苦慮いたします。

そして、本来、総裁という立場でありますならここでお答えすべき立場ではないと思っておりますが、その上で、過去の借入金の返済に充てるために、平成七年からの計画として、各方面から御協力をいただく政治資金を我が党の経費に充てるための通常の献金に関する一般会計に入れたら、両者を性格の異なるものとして全く区別して扱っております。そのように御理解を賜りたいと思っております。

○石垣委員 総裁、総理という、そういう言葉じりをつかまえて答弁されること自体、私はちよつとどうかと思つております。総理は、聞いている趣旨はよくわかつておると思つたので、たまたまそういう、口を滑らせたか知りませんが、今の答弁を聞いておりますと、完全なそういう逃げ道のルートをくつて、これは抵触しないんだと。

けさほど質問がありましたが、今、貸し流しで企業がどんどん倒産している。私の地元のある企業家からも、こういう話を私は直接承りました。大阪府の保証協会があります。これは中小企業の融資を保証している大阪府の信用保証協会です。今まで銀行は、必ず保証協会の担保をとつて、裏判をとつて、こういうことで指導しているわけですね。

それで、その企業家は、今まで二十年つき合っている銀行から、今、大阪府の保証協会は全国で一番悪い、代位弁済を持っております。その苦しい経営の中から、保証した保証協会の裏判を持っていたにもかかわらず、拒否をされた。これは、日本の四大銀行の一つです。二十年もつき合っている相手です。これが融資を拒否したという事実には私は直接携わりました。こういう現状なんです。

そういう銀行から政治献金を受けながら、それを返済に充てるという。しかも、政党助成法で百五十億という多額の政治資金を受けているじゃないですか、助成法で、政党助成額を、それでもなおかつ、そういう現在の世の中を知らんになつて、一般の庶民はどれだけ困つておるのか。今度は総理です、きのうもこの論議の中で、あなたは、官邸からここを往復する、これだけだと。全く情報音痴なんですね。こういう庶民の苦しみからわかんないのですか。

そういう相手からのうと政治献金を受けていいんですか。事態は変わつたんですよ、公的資金導入を受けた時点から。今までは、百歩譲つて了としましう。しかし、全く情勢は変わつたわけでありまして、この点を踏まえて再度御答弁ください。

○橋本内閣総理大臣 まず第一に、政党助成法が国会で成立をいたしましたから政党助成が行われるようになりまして、そのとおりでありまして、私は何もそれを否定いたしておりません。

同時に、自由民主党に過去からの債務がございました。その借入金の返済に充てるものを除いて、銀行業界からの政治献金を自粛しているという点も、そのとおりの答弁を申し上げております。

そして先ほど、私は議員が仰せられたことで一つだけ申し上げたいと思つたのは、御質問に対して私は確かに、今私自身の与えられているその環境というものが、官邸、公邸、そして国会、きそじて、そこにきつづけになつておる。民間の方々にお目にかかる時間も、国会の審議というもののあり方は実際上はできません。

そういう事実を申し上げましたが、同時にそのときに申し上げたのは、従来から私は、産業集積度の高い地域として大田区の中小企業の皆さんの状態をさまざまな角度で勉強させていただいてきました。ですから、例えば田高の急速に進展しているときに、通産大臣の当時でありましたが、緊急の調査を協力していただきました。先日、久しふりに大田区のこの中小企業者の皆さんにお目にかかつて生の話を聞かせていただくことができました。

それだけではなくて、私の友人たち、その中にはみずから中小企業の経営者もおりますし、サラリーマンとして既に定年を迎え第二の人生に動いた者もおります。そういう仲間からいろいろなことを聞く機会がありますし、報道その他を通じていろいろなデータを得ることはできますというところは申し上げておまして、そのところはどうぞ誤解をしないようにしていただきたい。この上も、情報を得る努力は当然のことながらしてまいります。それと、警備の対象者として自由に動くことが許されないということとは別の次元のことだと私は思っております。

○委員長退席、野呂田委員長代理着席

○石垣委員 いや、それはよくわかりました、総理の立場は。しかし、今の総理の御答弁は私の聞いた答弁になつていないわけですね。だから再三、しつこいようでごさいますけれども……(橋本内閣総理大臣「しつこい」と呼ぶ) いやいや、総理、しつこいとは何ですか。それは失礼じやないですか。(橋本内閣総理大臣「失礼しました。御自分で言われたものですから、つい」と呼ぶ) いやいや、それは僕はやはりそう思つておりますから、それは本心を言つたわけですね。

しかし、総理はそういう情報源を持つておりながら、現在の一般の国民の考えであられる国民の目線、このことがまだおわかりになつていないなと。これからもそういう銀行業界からの献金を受ける、こういうことなんですか。

○橋本内閣総理大臣 大変失礼をしたことは正式におわびをいたします。

その上で、過去における借入金の返済に充当するものを除き、銀行業界からの政治献金を自粛することにし、現にいたしております。

○石垣委員 これは、私から言わせると、詭弁ですね。これは独特の自民党の論理です。これは社会に通用いたしません。

そこで、銀行法の第一条からいけば、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、」云々とあります。現在の銀行の経営の中で政治献金が許さ

れるのか。これ、銀行局としてどのように考えますか、一般論として。(橋本内閣総理大臣「自治省じゃないんですか」と呼ぶ) いやいや、銀行の経営の面から聞いているわけです。大蔵省だ。僕は銀行の管理の面から聞いているんですよ、経営面。だから銀行法の第一条を引いたわけじゃないか。(松永国務大臣「政治資金」という問題になれば) (と呼ぶ) いやいや、だから、このやりとりの中で、そういう健全な経営という立場からいって、銀行にそういう政治献金をする余裕があるのか。こういうことについて銀行局はどう考えるのか、一般論として。これを聞いておるわけです。

○武蔵府委員 銀行局長、担当局長が今おりませんけれども、それぞれの銀行の御判断ということではなからうかというふうに思っております。

○石垣委員 銀行の判断に任せていいんですか。だから公的資金の導入を受けるような銀行経営になっただけじゃないですか。しっかり大蔵省が管理しなかつたからでしょう。今日大きな経営破綻を来したのと違いますか。これは管理不十分ですよ。

この問題、いつまでやっても明きませんから、総理のお考えはよくわかりましたので、今の答弁をよく肝に銘じておきます。

それからもう一点ですけれども、きょう、新聞報道によりますと、我が党の野田幹事長が、山崎政調会長のいわゆる政治資金の疑惑問題で政倫審に出席を願う、こういうことを野党で図っている、こういうことが報じられているわけであり、これはもう新聞をこらんだと思うのですけれども、総理も……(橋本内閣総理大臣「見てません」と呼ぶ) 見てませんか。そういうことがきょうの朝日と産経に報じられているわけですから、きょうとこらんだだけですか。

今日まで、山崎政調会長につきましては、いわゆる証人喚問ということで会議のたびに与野党の議会運営の大きな攻防点になったわけであり、それで、自民党の数の力でこれが実現しないということまで延びてきた。ところが、山

崎政調会長自身が昨年十一月二十八日に記者会見をされて、政倫審で堂々と疑惑を晴らそう、こういう前段があるんですね。しかし、野党の方は、それではあかん、あくまでも証人喚問だということとで突っ張ってきたんですけれども、いつまでもちが明かない。

たまたま総理の特使として山崎政調会長、この月末に今回のいわゆる政府の経済政策についてアメリカに対して説明に行く、こういうことが報じられておりますね。そういう時点でやはり堂々とした姿勢でアメリカに行かれるのが望ましいことじゃないか、こう思うのですけれども、総理は、この点について、山崎氏が政倫審に出席して堂々と自分の所信を明らかにする、こういう申し入れについてはどうですか、お考えは。今、こういう申し入れを野党でまとめてやりたい、こういう発言があったんですけれども、こういう報道について総理としてはいかがですか。

○橋本内閣総理大臣 委員長のお許しをいただかなければなりませんけれども、今、率直に申し上げまして、私、昨日国会が終わって、全部の日程を終わらせて帰って、本日に疲れておりまして、けさも閣議、その後にはほかの役割を持ち、それ以来、本委員会に出ております。ですから、新聞も、すべてに目を通しておたわけではございません。

その上で、野党各党が自由民主党に正式に申し入れられましたならば、党としての検討をし、党としてのお返事を申し上げるということであろうと存じます。

○石垣委員 話は横へされましたけれども、総理としてのお考え、よくわかりました。

そこで、本題に入りたいと思うのですけれども、総理は、行政改革のあり方について、司馬遼太郎氏の「この国のかたち」という本を引用されて、いろいろと言われている。その目指すところは私は了といたしますけれども、この中央省庁再編後のこれからの進むべき日本の国家のあり方については、どのようなお考えを持っておられますか。

○橋本内閣総理大臣 今回の中央省庁改革というもの、何回か繰り返したお答えを再びすることに、なりますけれども、お許しをいただきたいと思います。

そして、肥大化し、硬直化し、縦割りの弊害が目立つ戦後型行政システム、そうした御批判が現在の行政にしばしば浴びせられてまいりました。こうしたものを組織面からも機能面からも抜本的に見直し、簡素、私は簡素にして効率、内外の言い方をよく使います、そして透明で、内外の行政課題に対して機動的、総合的に対応可能な行政システムへの転換を図らなければならないというの、その根であります。

そして、行革会議が取りまとめている、中におきまして、司馬遼太郎さんの「この国のかたち」は、さまざまな形で、論議の中でも、また、一部は報告にも引用されてまいりました。司馬さんの作品、私、好きですから、本日に亡くなったときがっかりしましたけれども、小説とは違った分野での思いを述べられた文章として、すばらしいものがその中にはございます、司馬さんの哲学としてあります。

そして私は、その上で、「この国のかたち」を私なりに問われるならば、本日に自律的な個人が自分の持つ夢というものに對してそれを実現させるために挑戦するチャンスがある、そしてそれが成功する機会がある、そうした創造性、チャレンジ精神をただ単に発揮できるのではなく、成功の可能性があるということは、私は非常に大事なことで思っています。

そして、内外のさまざまな変動に機敏に、柔軟に対応できるようにしなければいけない。そして同時に、年長者を敬う、親から子へ心の大切さを伝える、私は、日本の伝統的なよい部分だったと思います。その我が国のよい部分あるいは豊かな自然や伝統文化というものを守っていく、ただ単に守るだけではなくて伸ばしていける、そんな社会をつくることができればと心から願っております。

○石垣委員 総理の基本的な姿勢は挑戦である、こういうことでございますけれども、私は、これはもう大いに、これからの二十一世紀に必要な基本的な姿勢だと思えます。その中で、総理のよく使われる、いわゆる効率、簡素、そういう観点からきょうと御質問したいと思うのです。

大きな政府から小さな政府、官から民へ、中央から地方へ、これは行政改革の基本であります。私も自由党は、新進党時代に、中央省庁再編は当面十五省庁、最終的には十省庁、こういう提案をいたしました。

そこで、大きな政府から小さな政府、官から民へ、中央から地方へという方向性をどう具体的に実現するかということなのであります。

その一つは、徹底した規制緩和による民の回復を待つ、簡素な政府にする、二つ目には、法の権限を地方に移譲することをもって、いわゆる小さな政府を実現する、私はこういうふうに考えております。

特に、この法律の権限をいかに移譲させるか、こういう観点から総理並びに関係大臣にお聞きしたいと思うのです。

けさほどいわれる中央省庁再編による行政コストの削減が問題になりました。これは考え方としては、この基本法の四十七条に書かれておりますように、十年間で公務員一〇％削減計画、さらにまた、局を百二十八から九十にするとか、課を千二百から千にするとか、こういうことがいろいろ書かれております。先ほどの論議の争点になったのが、では、そのコストはどうなんだ、それについて総理は、この法案が通った時点で早急にこれを計算する、こういう答弁だったと思うのですけれども……(橋本内閣総理大臣「作業をす」と申し上げました) と呼ぶ。僕はそう理解をしたのです。今の話では作業をするということなんですけれども、では、その作業のスケジュールはどういうふうに考えているわけですか。

○橋本内閣総理大臣 まず、官から民という問題、これは当然ながら私も、同様に考えますし、既に具体的に、規制緩和の三カ年計画は三月三十一日で完了し、すぐ続いて新たな規制緩和推進計画を四月一日からスタートをさせました。そして、その中においてこれからもどんどん進めてまいります。

例示を申し上げる必要があれば、既に取り組んでおるもの、あるいはこれから取り組んでいくその方向性等についても申し上げてもよろしくございませうけれども、これは一つの方向として、当然ながら、国際的な開かれた自己責任原則と市場原理に基づく自由な公正な経済社会へ、そうならば、先ほども答弁申し上げましたように、事前管理の手法、事前規制の手法から、ルールを明らかにした上でのチェック、事後チェックという行政に変わります。しかし、そこにも、例えば報告書を受けるとかそうした行為は入ってくるわけでありませう。

そしてまた、同時に、地方分権の推進というもの、これも何回か御答弁を申し上げておりますように、分権推進委の四次にわたる報告というものをいただき、現在、これを地方分権推進計画につくり上げつつあります。この中には、事務自体を廃止してしまう、国も地方も含めてその事務をやめちゃうというものも十一入っておりますし、国の直接執行事務になるものも二十ありますが、分権は当然のことながら進んでいきますし、これから先、新たな内容をこの中に盛り込んでいく努力もいたします。

そして、その上で、そこに中央省庁のよりスリム化した形での統合が行われるわけでありませうが、議員がお尋ねいただきましたような部分、それは例えば独立行政法人という今までの体系系にない仕組み、この法案の中に盛り込んでおります。また、例えば郵政事業は、事業庁の期間を経過しました後、公社となります。当然ながら国家公務員法から外れ、そこにももちろん働く方は存在しますけれども、公務員としての立場ではなくなりま

す。

こうした仕組みについて国会が御了承いただきますと、本部をつくりまして早速具体的な作業に入っていくわけでありませうが、新たな独立行政法人という道に現在国で行っております仕事のうちどれだけの部分が移行することになるか、現在でこれを確定することはなかなか申し上げられませう。いずれにしても、そこに働く方々も含めて、この形態についての議論をしていくということになります。

昨日であつたと思いますが、総務庁長官から、関連する法律整備を行い国会に御提案をするのをたしか来年と申し上げました。ということは、その時点になりますと、独立行政法人を選択するのはそれなりである程度めどがついてまいりませうから、そのころになりますと、例えば独立行政法人の創設によつて現行の国家公務員の定数から抜ける部分がどれだけの将来、事業庁を経由し公社化された時点でどれだけの数字はある程度概数を押さえることが出来ます。

当然ながら、そこまで現行の総定員法における削減は続けていくわけでありませうけれども、移行においてそうした新たな仕組みに移る部分の残りから一〇％以上を十年間かけて減らしていくというところでありますから、そうした作業が、仮の数字を先ほど作業してみますと申し上げましたけれども、少なくとも具体的な法案を国会に御提出を申し上げるそのころにはある程度方向が見えておると思ひます。

（野呂田委員長代理退席、委員長着席）

○石垣委員 きのう与党の野呂田委員からも一〇％削減では鈍いのではないか、三割という話が出ました。こういう与党からの提言これあり、この中で総務庁長官は、一〇％と書いてあるけれども、一〇％以上という意味を含めてあるんだ、こういう答弁があつたのです。こういうことについて、我々新進党は、かつてこの行政改革について、公務員の退職者のいわゆ

る不補充ということ、毎年五％の退職者が出る、その半分を不補充にすれば二・五％、十年で二五％削減できるんじゃないか、こういう提案をしたことがあるのですけれども、こういう提案はいかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 ちょっと混線して、何か私、答弁に正確を欠きましたようです。その点をおわびして訂正させていただきます。

私が申し上げたのは、事業庁ができる、そしてそれから移行して公社化する、身分は国家公務員でありませうけれども、そのところを何か私、法制度の仕組みの話と混線してお答えをしたようです。その点は大家申しわけありません。訂正させていただきます。

○小里国務大臣 まず、ただいま総理の方からお話でございまして点でございませうが、新たな、言わねば公務員という身分はきちんと規定されませうけれども、これは新しい郵政公社法令によつて付与せられる国家公務員、そういう存在になるということを今総理から説明をいただきました。

それから、議員がお尋ねになりましたのは、言わねばその削減の方でございませうが、私は昨日から、最低一〇％以上、これを目指しております。こういうことを申し上げ、なおかつまた、そのことは本来の定員の削減計画を持ってきておりますが、これらのベースの延長線上であるとはいへ、新しい二〇〇一年から、もし国会の意思がこの基本法を決定せられるとなれば、そこで私もはいわゆる一〇％以上を新しい改革の形において目指しております。

さらにまた、ただいまやりとりがございまして、例えば郵政公社のみに限定せられる削減計画ではございませうけれども、これも言うなれば郵政公社のその形におきまして、現在の国家行政組織法あるいはまた総定員法の対象から、きちんと郵政公社に移行して、公社に移る段階におきまして申し上げたような形で変わつていきますから、スリム化という視点からいいますと、その延長線上ではきちんと相当な一つの結果が出てまいりま

す。このことを申し上げておるわけでございまして、御理解いただきたいと思ひます。

なおまた、御承知のとおり、郵政公社の職員は、非現業を雇入れておよそ三十万四千八百人ぐらゐか、さうに思つております。

○高島委員長 石垣君に申し上げますが、先ほど我々新進党はおっしゃつたように聞こえましたか、新進党時代にはという意味ですか。

○石垣委員 そうです。失礼しました。

○高島委員長 どうぞ。石垣君。

○石垣委員 総務庁長官の熱意ある答弁は了とするのですけれども、もう少ししっかりと簡潔にお願いしたいと思ひます。

そこで、各省庁の所管する法律、政省令、通達のことに関連してお聞きしたいと思ひます。この法律によつて権限が伴ひ、官僚を動かしておりますね。また、法律は、逆に言えば官僚のいわゆる権限の温床であり省益の確保につながっていくわけでありませう。

結論は、この権限、許認可、補助金、財政措置等を規定しております法律及び各省庁の政省令、通達を総点検する必要がある、こういう主張であります。

そこで、いわゆる法律の中で臨時措置法、暫定措置法、緊急措置法、特別措置法、臨時特例法、いわゆる時限立法の措置法で恒久的でない法律があります。そこで何といったしますけれども、大蔵省、農水省、運輸省それから建設省は、おのどのぐらゐの法律を所管しておりますか。

○松永国務大臣 お答えいたします。

御質問の趣旨は、大蔵省が所管しておる臨時措置法、暫定措置法及び特別措置法の数という御質問だと思ひますが、臨時措置法が十一件、暫定措置法が一件、特別措置法が三十件。

以上でございます。

○島村国務大臣 農林水産省関係は、臨時措置法が三本、特別措置法が十五本、暫定措置法が五本、計二十三本であります。

○藤井国務大臣 お答えいたします。

運輸省所管で、基本的な法律以外の法律の数は二十八本でございます。

○瓦岡務大臣 特別措置法が十七本、臨時措置法が十七本。

以上でございます。

○高島委員長 他に答弁はありませんか。

訂正ですか。

○瓦岡務大臣 訂正でございます。

臨時措置法につきましては、十七件と申し上げましたが、七件でございます。

○石垣委員 今までお答えいただきましたことを合計いたしますと、いわゆる臨時措置法が六十五本、それから臨時特別法が二十五本、暫定措置法が十三本、緊急措置法が十二本、それから特別措置法が百四十九本、全省庁合計すれば三百七十四本あります。

この法律は、比較的限定的要素の高いものであります。法律の重点の置きどころによって、むだとは言いませんけれども、中には、時限立法の部類でありながら四十五年間も暫定措置法としての国家公務員退職手当法、これは昭和二十八年八月の制定であります。また、四十四年間特例法として継続してきた、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法、これは昭和二十九年六月の制定であります。さらに、二十四年間臨時措置法として増金付貯蓄に関する臨時措置法、昭和四十九年三月認可であります。これはその代表であります。

この三百七十四本の法律による補助金、財政措置、認可等が今申し上げたとおりにあるのですけれども、こういう法律については、この二〇〇一年の省庁再編までに徹底して見直しし、そしてこれを改廃するお考えはありませんか。

○坂野(泰)政府委員 今回の中央省庁改革は、単に機構改革をするのみならず、業務、事務の見直しを行う、そういう見地から進めるものでございます。

そうした際に、各省におきまして、それぞれ自

己の所管法律について必要な見直しを行っていくことは適当なことではないかと考えておりますけれども、ただ、この御指摘のような期限つきの法律について、その期限が到来したかどうか、あるいは実質的にその必要性がなくなっているかどうかは、もともとそれぞれの法律についてそれぞれ御検討をいただくべきことではないかと考えております。したがって、各省において今後とも引き続きそういう視点で真剣な御検討をいただくことが本来あるべきことではないかと考えております。

○石垣委員 では、各省においてそういう改廃を含めて見直しの論議を行われましたか。掌握して

いますか、担当として。

○坂野(泰)政府委員 御質問の趣旨は、この基本法の検討過程においてその法律の一々について見直したかどうかということではないでしょうか。

この基本法は、行革会議の最終報告を忠実に条文化をしたというものでございます。したがって、行革会議でどのような議論があったかという

ことになろうかと思っております。行革会議の議論に際しては、個々のそのような法律について一つ一つ点検が行われたということではございません。基本的な考え方として、本来必要のないなくなった事務、そういうものについて、これは見直して廃止をしていくべきではないか、そういう基本的な方針のもとに事務事業の見直しを進める必要がある、そういう観点からの御議論でございます。

○石垣委員 したがって、二〇〇一年の再編成

でこれをやはり見直すべきではないか。あくまでこれは臨時ですから、特例ですから、その役目を終わればやはり廃止するのは当然だと思うのですよ。そういうものもひとつこの二〇〇一年の省庁再編まで向かって見直す考えはありませんか、総務庁長官。

○小里国務大臣 まさに議員御指摘のとおりでございます。その検討の開始は、今次の基本法を御可決をいただきまして国会の意思が決定いたし

ましたならば、直ちにその作業開始をいたします。そして、お話しのとおり、二〇〇一年一月一日のスタートのときには、各省庁設置法の中における中核的な検討、改革の姿というものがきちんと整理をされてくるもの、さように思っております。

○石垣委員 では、総務庁長官の御答弁に期待いたします。

次に、今、私は時限立法的法律を指摘いたしましたけれども、やはり時限立法でない基本法やその他の法律も当然この際調査すべきであると思ふ。聞くところによると、アバウトではございませうけれども、大体二千本あるんじゃないか、こう聞いておりますけれども、時限立法以上こういう法律が多いわけでありませう。これに伴う政省令や通達もまた膨大であります。こういうことはやはり考えるべきではないか。

できるだけ民間の活動に介入を少なくすることややはり財政規模の縮小になり公務員の削減につながっていく、私はこういう観点からお伺いするのでありますけれども、大蔵省、通産省、農林省、建設省、運輸省、それぞれどのぐらいの通達がありますか。

○武藤政府委員 大蔵省におきまして平成四年十月一日から平成九年九月三十日までの過去五年間におきまして発出した通達を集計いたしましたところ、全部で千二百二十七件でございます。

ここで言う通達と申しますのは、大蔵大臣名、次官名、内部部長局長及び国税庁長官名で発出したものでございます。

○村田政府委員 平成五年度から平成九年度までの五年間、私も発出した通達を数えてみますと、約二千三百件でございます。

○堤政府委員 農水省から発出された通達の本数は、過去五年間で約千四百本、正確に言いますと千三百六十六本でございます。

○梅崎政府委員 お答え申し上げます。五年間に運輸省が平成五年度から九年度まで、五年間に

外部に発出した通達の本数は約四百本、正確に申し上げますと四百二十四本でございます。

○小野(邦)政府委員 お答え申し上げます。私も建設省で発出した通達を数えてみますと、平成五年度から九年度の間で千七百四十二件でございます。これは内部で、職員向けを除いております。

○石垣委員 農林水産省は、これはもう一遍確認しますけれども、何本ですか。

○堤政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、約千四百本、正確には千三百六十六本でございます。

○石垣委員 私の手元に来ているのは四千六百本なんです、これは全然数字が違うのですけれども。

○堤政府委員 先生にお出ししましたときには、全体に有効な本数がどのぐらいであるかという御指摘でございましたので、そのときに出しました中身が、通達の本数としては四千六百本あります。最近五カ年間にしましては約千四百本というところであります。

○石垣委員 今の農水省の答弁が一番正確なんです。ほかの省は明治以来の本数がわからないと言ふんですよ。それで、これに絞ったわけですね。だから私は、この際、全部をやはり総ざらいをして、これを見直すべきじゃないか、こう思ふのです。やはり、調査、把握なくして、私は国家の大きな改革はできないと思うのですよ。そういう点について、総務庁長官、どうですか。

○小里国務大臣 法律、政令あるいは通達、補助金等が必要あるいは実効性を喪失した、あるいは喪失をいつつあるというふうなものについて、第一義的には、それぞれの法律を所管する、行政を所管する各省庁におきまして、それぞれの行政目的に即して個別具体的に判断されるべき問題であらうかと思っております。

しかしながら、お話がございいますように、このような大改革のときにこそ、一つの方向あるいは一つの具体的手段をもちまして、時代の進展に即

的に、受益者負担の原則に基づきまして、競争と個々の利用者の自由な選好を反映して形成されるべきもの、かように考えております。よって、道路特定財源は、受益者負担、原因者負担の考え方に基づきまして道路利用者に負担を求めているものでございまして、安易な提供は受益と負担の関係を崩すこととなりますので、納税者の理解が得られないものと考えております。

効率的な交通体系の形成に当たりまして、各交通機関相互の連携を確保、改善することが重要であり、道路は、鉄道、空港、港湾等各交通機関へのアクセスや駅前広場等の結節機能等において重要な役割を果たしております。一層連携確保に努めてまいりたい、かような考え方は常々申し上げてまいっておりますので、ご理解をいたします。

○平賀委員 私、それでは総合交通体系を整備するということではできないと思ひます。道路財源は常にたくさんあるわけですから、財源があるために次から次へと道路をつくって、そして、その一方で地方のローカル線やバスなどが削られていくわけですから、私は、今の状況でありまして、これは絵にかいたもちにならざるを得ないということを描いておきたいと思ひます。

次に、法案は、建設省、運輸省、国土庁、北海道開発庁が合体し国土交通省となり、国の公共事業の七割を占める一大利権官庁が出現をいたします。国土交通省の編成方針の二十二条の一号では、「総合的な国土の形成に向けた体系的な取組を推進する」とあり、きのうの松本善明議員に対する建設大臣の答弁でも、五全総を推進することが明確になりました。橋本首相が責任者である行政改革会議の最終報告でも「四百兆円あるいは五百兆円ともいわれる膨大な財政赤字に象徴されるような巨大な負債の遺産を残し」と指摘をされているように、財政危機は大変重大になっております。

五全総で推進する苦小牧東部開発にはこれまで三千六百億円の巨額の基盤整備費をつぎ込んできましたが、第三セクターである苦小牧東部開発

会社の負債は千八百億円、年間収入が八億九千万円に對して、支払い利子が八十七億円、拓銀の経営破綻で新規融資が停止した状態になっております。首相に伺いますが、こうした破綻した国家的なプロジェクトの見直しは行わないのですか。

○橋本内閣総理大臣 今、議員は、五全総自体に大変厳しい目を向けられました。しかし、本年三月末、新しい全国総合開発計画として決定をいたしましたもの、これを見まると、恐らく国民は議員とは違った思いを抱かれますと私は思うのです。私も、阪神・淡路大震災という非常に大きな苦痛に満ちた体験をいたしました。その中から出てきました一つの大きな教訓は、今の一極一軸型の国土構造というものが、あつた大震災等の災害に見舞われたときにもろいかということでありました。そして私も、長期的な観点から、多軸型の国土構造に変えていかなければならぬ、そしてその多軸型の国土構造に転換をしていく中で、国土の均衡のある発展を図らうといたしております。

そして、これからの地域づくりというものは、参加と連携という言葉のもとに、それぞれの地域の選択と責任によって行っていくことが基本であります。そして、各地域の意向を尊重しながら、基幹的なプロジェクトを新しい全総計画では示しているわけでありまして、これを具体化する、実施をする、その段階におきまして、当然ながら、費用対効果分析あるいは環境影響評価の実施などを踏まえて総合的に検討していく必要があることは当然のことでありまして、

○平賀委員 阪神・淡路の例を引いて、複数の国土軸が必要だと言われましたが、阪神・淡路大震災の一番大きな教訓というのは、なぜあれだけの人が命を落とさなければならなかったのか。私は、阪神・淡路大震災の最大の教訓というのは、やはり消防能力の強化と防災対策の強化を本当にやることだと思ひます。いまだに仮設住宅にいてる七千世帯の皆さんを本当に救済するということが最大の教訓だと私は思ひます。

その上で、五全総は、日本列島に六つの巨大な橋をかけ、既に破綻した苦小牧東部開発、むつ小川原開発など、ゼネコン型の公共事業を推進していくものであります。既に、苦小牧東部開発は、北海道開発庁が現行計画の縮小を打ち出してありますし、計画は破綻をしております。工業用地の分譲は一五％にとどまっております。北海道などの地方自治体の負担は千五百億円を超えております。

財政危機の最大の原因は、自民党政治が進めてきたゼネコン型の公共事業に傾斜したことによりあります。こういう、破綻をした苦小牧東部開発やむつ小川原開発など、ゼネコンの公共事業の浪費やむだをなくすべきだということを私たちは常々主張をしております。

さらに、法案に戻りますが、国土交通省の編成方針において、第四十六条の定めによつて公共事業の見直しを行うとしております。第四十六条に書かれている、国が直接行う全国的な見地から必要とされる基礎的または広域的な事業というものは、中核、中核国際港湾、国際ハブ空港、高速道路、あるいは苦小牧東部開発、むつ小川原開発などの国際的なプロジェクトのことではないのですか。

○小里國務大臣 本号の規定は、まず、国と地方との適切な役割分担が一つの基調になります。また、国がみずから行う直轄事業を、全国的な見地から国がみずから行う必要があり、地方公共団体等の主体にゆだねることが困難なものに限定するという基本があることを御理解いただきたいと思います。

なおまた、お話し、全国的な見地から必要とされる基礎的な事業とは、事業の実施効果が全国的に広がり、国全体の社会経済運営にとつて必要不可欠なインフラとして整備するものが想定されます。あるいはまた、広域的な事業とはということであると思ひますが、事業の範囲が複数の都道府県にまたがり、都道府県にゆだねることが困難と思われるものを基本にいたしてあります。

○平賀委員 私が聞いたのは、国が直接行うのは全国的な見地からということ、今言われたところから、それは、中核、中核国際港湾とか、それから国際ハブ空港や高速道路、こういうものが含まれるということですね。

○小里國務大臣 それらの基本的な広大なプロジェクトなどにつきましては、本来のそれぞれの所管省あるいは所管行政における一つの方針がございまして、第一義的には、それらの所管機関におきまして、所定機関におきましてこの機会に検討が行われるもの、さように判断をいたしております。そして、私も、それらの判断を有力な参考にして、今次の中央省庁再編計画に必要がある面はきちんとそれをあわせて考えていかなければならぬ、さように思っております。

○平賀委員 いろいろ言われましたが、私が聞いたことを否定されませんでして、こういうものが含まれるというふうな理解をします。

それで、九六年に日建連が出したビジョンがあります。「新たな総合建設業の確立を目指して」の中で、大手のゼネコンは、高規格幹線道路、海峡横断道路、国際ハブ空港、中核国際港湾などのナショナルプロジェクトの実施をあからさまに要求しております。

首相に伺いますが、結局、国土交通省が行う公共事業というのは、大手ゼネコンの要求に沿った内容になるのではありませんか。

○橋本内閣総理大臣 先ほど阪神・淡路大震災の失われた人命の重さについて議員は触れられました。それはそのとおりであります。そして、我々にとって悔やんでも悔やみ切れるものではありません。しかし、その上で得られた教訓というものは、災害に強い町づくりであり、また私は、間違ひなく複数の国土軸を持つ国家というものを必要とすることが証立されたと思ひます。

と呼ぶ) 先ほどあなたが言われたからお答えをしております。応援の人数を送り込むためにも、その軸が得られなかったという深刻な反省の上から、私も、今複数の国土軸ということを先ほど真剣に申し上げたわけでありました。

そして議員は大変それを矮小化して御表現になりましたけれども、私は、将来に向けて、日本列島がより安全であり、より堅固であり、複数の国土軸を持つ国家として国民の安全のために資する役割を果たしていく、国土交通省はその中で大きな役割を持つ、そのような位置づけにあると考えております。

○平賀委員 いや、私が聞いた、ゼネコンの内容に沿った仕事になるのではないかとということに全然答えていないじゃないですか。

○橋本内閣総理大臣 議員はそういう疑問を呈されましたが、私は私の視点からきちんとお答えをいたしております。

○平賀委員 私が聞いていたのは、ゼネコンの仕事の内容に沿った内容になるんじゃないのかという話を聞いていたんですよ。全然阪神大震災の話じゃないですよ。だから、ちゃんと答えてください。

○橋本内閣総理大臣 新しい全国総合開発計画に従って物事は進みます。その中において環境影響評価あるいはその他のことについては、先ほどお答えをいたしております。

○平賀委員 今、阪神・淡路の問題が出ましたけれども、多数の国土軸という問題も、全国にはがけ崩れやいろいろな急傾斜の土砂崩れの問題はたくさんありますよ。十万余所を超えていますよ。こういう問題を抜きにして全国に大規模な道路の建設をやっていくというのは、私は到底認めるところではない。

しかも、大手のゼネコンが今大規模なプロジェクトを要求しているというのを私言いましたが、この日建連のビジョンというパンフレットがあります。この中を見ますと、例えば百十四ページを見ますと、「折しも一九九五年度から十カ年

計画による、総額六百三十兆円規模の公共投資基本計画がスタートしたが、特に巨額の資金を要するナショナル・プロジェクト等は、この期間を逃しては推進が難しくなると思われる。」さらに続けて、「ただ、限られてきた資金の中で効率的に整備を進めていくためには、効果の大きいナショナル・プロジェクト等をいかにして推進していくかが重要な課題」だ。まさにこういうことを公然と出しているじゃないですか。

ですから、国土交通省が行う公共事業というのは、結局、こういう大手のゼネコンの要求に沿った内容になるんだということをお答えをいたしております。

○瓦国務大臣 先ほど総務庁長官からもお答えになりましたが、今回の基本法におきまして、関係四省庁を一元化して国土の総合的、体系的な開発及び利用、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進等を主要な任務とする省としてまず設けられた。また、国土の適正な整備、管理を担う責任官庁を設置することとしたものと私も認識しております。また、国土の適正な整備、管理を担う責任官庁を設置することとしたものと私も認識しております。また、国土の適正な整備、管理を担う責任官庁を設置することとしたものと私も認識しております。

これは我が国の国土利用、機能的な国土に将来どういう方向づけを持って努力していくかという目安を示したものでございまして、それらを目安にしながら、私ももちろん将来の国土づくりというものに励んでまいりたいと考えています。そうした中におきましても、今申し上げましたように各省庁と協力しながら、四省庁で新しい方法を見出す中でいろいろ縮減等の努力をしながらやっていくわけでありまして、

ゼネコンがきょうなことを申し上げておるといふことは私もどとかかわりのないことでありまして、日本の高い技術力を持つそれぞれのゼネコン

等が、我々は仕事をしたいと考えるのは当然でございまいし、私も、今申し上げた全線に基づく将来像を描きながら、現実的にどういう作業を積み上げていくかということがこれから政策に落とし取り組んでいく課題でございまして。

○平賀委員 まさに一致をしているということをお答えをいたしております。

それで、法案についてももう少し伺います。法案の二十二条の第二号で「社会資本の整備を総合的かつ効率的に推進する」としていますが、これは国土交通省が所管する公共事業の長期五カ年計画を推進するということになるのですか。

○小里国務大臣 第二十二号関係ですか。

社会資本の整備については先ほどからいろいろ議論がございまして、その点は省略をいたしまして、今回設置することとしたしております。国土交通省が社会資本の整備の多くの分野を担うこととなるわけですが、その機能及び政策のあり方の見直しの重要な要素として社会資本の整備を総合的かつ効率的に推進いたしますよという、その基調をきちんと整理して、今お話しのとおりあるわけでございます。

なお、公共事業の仕組みの具体的な見直し方策につきましては、しばしば申し上げておりますように、別途、本法第四十六条におきまして規定をいたしております。

○平賀委員 私が聞いたのは、この二十二条の二号は、国土交通省が所管する公共事業の長期五カ年計画が含まれるのかということをお願いしているのです。含まれるかどうかで……

○小里国務大臣 当然のこと、国策として今日の内閣が決定をしたことは、その延長線上に行政もあるというふうにはっきり申し上げられると思っております。

○平賀委員 認められました。

昨年末に成立しました財政構造改革法の第十五条で、いわゆる公共事業に関する計画の整備事業については、事業量を変更することなく当該各計画における期間に比して長期の期間の計画に改

定するものとし、長期五カ年計画の公共事業は、事業量を変更することなく、全体として削減しないことになっているのではないですか。

○瓦国務大臣 従来のいわゆる五カ年計画でありますものにつきましても、七カ年にすると、総枠として初年度におきましては七割のシーリングを行ってこれから取り組んでまいり、そういう方向で努力をいたしております。

○平賀委員 総量は減らないということですね。

○瓦国務大臣 さようでございます。

○平賀委員 今答弁になられたとおり、これは何があろうとも公共事業の総枠は変えない、こういう答弁だと思えます。公共事業は当然聖域化されることになりまして。

昨年六月に財政構造改革の推進が閣議決定され、その中で、特に財政構造改革期間中に、公共事業予算の配分に当たっては、経済構造改革関連の社会資本として、高規格幹線道路や拠点空港、中核、中核港湾、市街地開発等について、物流の効率化対策に資するものを中心として、優先的、重点的に整備をするということになっております。

しかし、川崎港では、水深十四メートルの公共コンテナ埠頭が九六年四月から供用開始をいたします。竣工後、半年たつてようやく週二回、外国船が利用するようになりまして、ガントリークレーンが泣いているというふう言われていますが、それでもさらに水深十五メートルのコンテナバースをつくる計画になっております。

運輸大臣に伺いますが、公共コンテナバースの整備は採算性を明確にした上で行われているのですか。

○藤井国務大臣 お答えをいたします。

コンテナターミナルの整備につきましては、いわゆる公社方式とそれから公共方式の二通りがあり、両方式が互いに補充して利用者のニーズに対応しているところでございます。いずれの方式の整備に当たっても、将来の需要の動向、見通し、そういったことを的確に把握し、また、費用

対効果分析の活用等により、投資に見合った効果が発現できるよう十分検討を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、こうしたコンテナターミナル整備は、海運業の国際競争化に対応するために、今委員も御指摘のとおり、拠点港湾において重点的に整備を進めてまいりますけれども、当然のことながら、需要の見通し、採算性も十分把握した上で整備を進める所存でございます。

○平賀委員 私が開いているのは一つだけでありまして、公共コンテナバースの採算性は計算されているかという、このことだけです。お答えください。そのことについては全然答えてません。

○藤井国務大臣 公共方式の場合におきましては、岸壁につきましては公共事業として整備をしておりまして、建設資金を償還することとはしておりません。しかしながら、費用対効果の分析の活用等により、効果的な投資となるよう努めているところでございます。

また、岸壁背後のコンテナヤードや荷役機械につきましましては、港湾管理者が起債で整備しており、利用料により建設資金を償還することといたしておるところでございます。

○平賀委員 採算性は計算されていないという答弁でした。さらに、港湾の稼働率について伺います。関係業界によれば、その取り扱い能力に比べて稼働率は低い。例えば、我が国のコンテナ取り扱いの約八〇％以上を占める四大港湾の七大港の既存のコンテナ取り扱い可能能力は、現在の官民規制を前提にして、年間で千六百三十万個、これは二十フィートのコンテナで換算して年間千六百三十万個です。実際の取扱量はそれに比べて約九百四十万個と、稼働率が約五〇％と言われていると。

第九次港湾整備五カ年計画の目玉として、中核国際港湾及び中核国際港湾で、九六年度に十八バース、九七年度で五バース、九八年度二バース

が新規着工されております。二〇〇〇年までに五十コンテナバースを新規に整備するという目標は、これは変更されないのですか。

○藤井国務大臣 お答えいたします。第九次港湾整備七カ年計画におきましては、国際海上コンテナターミナルとして約五十バースの整備を予定しております。

これは、今委員御指摘でございますけれども、すべてこの整備を行うと決定したものではありません。当然のことながら、計画期間中のコンテナ貨物の動向等々、そういったことを十分踏まえながら、弾力的に実施することといたしております。

平成九年度までに二十九バースの整備を行っているところでございますが、残りの二十一バースにつきましましては、今申し上げましたように、コンテナ貨物の動向等を踏まえつつ、事業採算するかどうかについてこれから検討するところでございます。

○平賀委員 目標を変更されるかどうかについて聞いております。

○藤井国務大臣 今お答えいたしましたように、今後のコンテナ貨物の動向等を、十分そういったことを見きわめ、また踏まえながら事業採算するかこれから検討するところでございます。

○平賀委員 今の答弁でも、そもそもバースをつくるときに採算性を考えず、さらに目標の点につきましても、これは変更するかどうかとも言われない、わからない。こういうことでは本当に私は国民の納得を得ることはできないと思います。

米国の場合について言いますと、バースをつくる場合に当たりましては、本当につくったバースに来てくれるかどうかをちゃんと確認した上でつくっているわけでありまして、ですから、これでは公共事業の整備が、国民の必要性からということではなくて、まさに総枠ありきという、こういうことがいよいよ明らかではありませんか。

○藤井国務大臣 お答えいたします。先ほどから御答弁申し上げておりますように、

計画としては、五十バースという計画を持っております。既に二十九バースについて整備中でありますけれども、残りの二十一バースにつきましましては、今後の需要動向等、そういった点を十分踏まえて事業採算するかどうかを検討するわけであり

ます。今後の需要見通しといいますが、確実にふえるかどうかということも、これは確たることを今から申し上げるわけにはまいりませんし、それが減退するということもまた言えない。そういった状況を十分踏まえながら、そして、せっかくこれから整備してまいるわけでありまして、それがむだにならないように、また効率、効果的に、そして日本の海運業における国際競争力にも対応できるような、そういったことを十分踏まえて今後事業採算をしていく所存でございます。

○平賀委員 今でも稼働率は五〇％そこそこなんです。ですから、そういうふうな問題を検討もしないでどんどんふやしていく、こういう計画というのは、私は本当に説得力がないと思います。

それで、第四十六条の二号について伺います。国が補助する事業は限定するところありますが、国家プロジェクト以外の住宅や生活関連道路、下水道など、国民生活に密着したこうした公共事業に対する国の補助金が削減され、地方自治体に負担が押しつけられることになるのではありませんか。

○坂野(泰)政府委員 四十六条二号に関するお尋ねでございますので、この規定の意味について事務的に御説明を申し上げます。

この二号の規定は、補助事業につきましまして、可能な限り、公共事業についても地方自治体の自主性を尊重する見地から、補助事業として必要な範囲に限定をしようという趣旨から、ごらんの

ように、「国の直轄事業に関連する事業、国家的な事業に関連する事業、先導的な施策に係る事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等特に必要があるものに限定」ということを書

いておるわけでございまして、この規定を踏まえて、今後関係省、及びこの基本法が成立しました後はその後設置されます推進本部において、見直し作業及びその調整が行われることになるかと考えております。

○平賀委員 さらに伺いますが、総合的補助金で、地方公共団体の裁量があるという、そういう趣旨のことも言われましたが、行政改革会議の最終報告の「国と地方の役割分担」、ここでも国から地方への権限移譲や補助金の整理縮小をするというふうになっておりますし、さらには、財政構造改革会議でも、補助金を一〇％削減をするというふうになっております。

法案によって、地方公共団体への公共事業に関する補助金は、全体としてふえるのか、それとも削減されるのか、どちらですか。

○坂野(泰)政府委員 最終報告及びこの基本法の考え方は、先ほど申し上げましたが、地方自治体の主体性を今後尊重し拡大していく見地からは、補助行政についても可能な限り、特に必要なものに限定をしようという趣旨から、それぞれ必要な提言または規定を置いておるものでございます。

したがって、それぞれの事業についてそれぞれ見直しを行うべきこととなります。その結果、金額的にどういふことになるかということについては、この行革会議及び基本法において具体的に示しておるわけではなくて考えております。

もとより、事業の必要性その他は、予算的にそれぞれまた個別の審査なり検討が行われて金額が定まるものでございまして、今直ちに全体としてどの程度の削減その他になるかということについて申し上げることは適当ではないと考えております。

○平賀委員 これは実際に削減されるのですか。減るのですか、それともふえるのですか。

○坂野(泰)政府委員 個々の補助事業について考えてみますと、今後、国の役割を限定していくという見地から、補助事業として廃止されるものが

出てくる。そういう廃止されるものについては、確かにその補助金は金額として整理されるということになると思います。

○平賀委員 結局削られるということだと思えます。

それで、いろいろ議論をしてみましたけれども、結局、国土交通省の任務というのは、五全総を初めとして、ゼネコン型の大規模な公共事業、国家プロジェクトの推進を中心にしたものであるということ、私ははっきりしていると思います。

特に、この一大利権官庁の出現に対して、行政改革会議の最終報告では極限の肥大化の懸念があると明確に指摘をされておりましたが、それにもかかわらず、あえて国土交通省をつくることを決断したのは、行政改革会議の責任者であります橋本首相自身ではありませんか。

○瓦岡務大臣 私は平賀委員に先ほど国土交通省につきましてのお答えをいたしました。御質問が、浪費の公共事業であるとか、いろいろさようなゼネコンを利用するようなことではないか、こういうようなことでございます。

これは総理からも御答弁がございましたが、我が国土は極めて脆弱でございます。強い国土、安心できる国土につくり上げていかなければなりませんし、それが魅力ある国土ということで、国際的ないわゆる競争社会に備えるということはもちろん大切なことであることは御理解いただけると思うわけでございます。

なお、その過程におきまして、公共事業の効率的、効果的実施というものは不可欠でございます。から、類似事業間の調整であるとか、公共工事のコスト縮減であるとか、費用対効果であるとか、あるいは再評価システムの導入によりまして、効率的な公共事業、社会資本整備に取り組んでいくというのが大切な仕事でございます。

私は、河川を見ましても、また道路を見ましても、国民がそれぞれ安心して暮らせる、そういう国土に仕上げる必要があればならぬ。また、河川から見

ましても、密集地におきましては極めて危険な箇所が多いわけでありまして細目にわたりまして、また、事によりましては大きな動脈を構成するというところもそれぞれの国家が取り組んでおります。

ロシアからも日本のインフラというものに高い評価をいただいております。そしてまた、アメリカが社会資本から一歩下がったときには大きな不興をこうむった。やはり国土というものは経済社会と一体であるということ、私は申し上げておきたいわけでありまして。

○高島委員長 平賀君、時間が来ておりますので、御協力願います。

○平賀委員 公共事業のむだ遣いという問題は、例えば、もう常々、いろいろ新聞等でも批判をされている百億円の釣り堀とかさまざまな、海峡に道路を次から次へとつくっていく、果たしてこういうことが必要なのかどうなのか、こういうことについて私たちは批判をしているわけです。

特に、もう時間もありませんから、今回の国土交通省の問題というのは、そもそも行政改革というの、国民は、政官財の汚職をなくせ、国民の声が通る、そういう行政をつくれというのが本来の出発点でありました。これを今度はまたすりかえまして省庁の敷合わせにしている。

私は、こういう法案には賛成できませんし、これを撤回することを要求して、私の質問を終わります。

○橋本内閣総理大臣 今委員長から指名をされましたので。

むだ遣いはいけません。そして、効率的な公共事業の執行に心がけることは当然であり、先ほど来繰り返し御説明を申し上げてきておりますように、我々は、国土交通省が目指す、あるいは新たな全総計画が目指すその方向は、この国の将来にとって、安全という意味からも、安心という意味からも必要なことだと考えております。

○高島委員長 次回は、明二十二日水曜日午前九時委員会、正午理事会を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。
午後六時一分散会

平成十年四月二十八日印刷

平成十年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局